

ローマ共和政偉人伝 *De viris illustribus urbis Romae*

'An important and unjustly neglected historical text.'

– T. P. Wiseman, *Classical Review* 51 (2001), p. 409.

松原俊文 / 解題・訳

解題	1
I. <i>DVI</i> の背景 歴史と伝記	2
II. <i>DVI</i> の構成と文体	9
III. <i>DVI</i> の「作者」	16
IV. 写本伝承	26
V. 底本及び邦訳	29
邦訳	31

はじめに

'De viris illustribus' (偉人伝、名士伝) の表題を冠するラテン語の著作は、作者不詳の本作品 *De viris illustribus urbis Romae* (以下 *DVI*) の他にも数多くが古典古代には存在していた。そのうち現在も名が伝わるのは、聖ヒエロニウムスが彼のキリスト教偉人伝 *De viris illustribus* の序文で、ラテン文学における自身の先達として挙げる五人の作家、ウァロ、サントラ、ネポス、ヒュギヌス、そしてスエトニウスのものである (Hieronym. *De vir. ill.* 2.821 Vall.)¹。だがこれらの人々の手による *Libri de viris illustribus* の多くは、世に言う「偉人」、即ち政治家や軍人を扱ったものではなく、ウァロの *De poetis* やスエトニウスの *De viris illustribus* のように、主に文人 詩人、哲人、歴史家、修辞家、彫刻家等を中心とした伝記集であり、Περὶ ἐνδοξῶν ἀνδρῶν (= *De viris illustribus*) 等の名で伝わるヘレニズム期の伝記大全の伝統をラテン文学において引継ぐものであった (Hieronym. *ibid.*: 'gentilium litterarum viris...illustribus')²。ギリ

¹ これらの作家の概観については Baldwin, B., 'Biography at Rome', *Studies in Latin Literature and Roman History* I, *Collection Latomus* 164, Brüssel, 1979, pp. 112ff. ネポスの *De viris illustribus* は単に *Vitae* としても知られ、またヒュギヌスの作品は *De viris claris* (F2 Peter = Ascon. *Pis.* p. 12 KS), *De vita rebusque illustrium virorum* (F3 Peter = Gell. *NA* 1.14.1) 等の書名でも史料に引用される。ウァロの無数の著作の中で 'De viris illustribus' の名を持つ作品は知られていないが、恐らくヒエロニウムスは *Imagines* (或いは *De poetis*?) を念頭に置いていたのであろう。サントラの伝記についてはヒエロニウムスの言及が唯一のものであるが、テレンティウス (Suet. *Poet.* 11.65ff.) 及び文法家クルティウス・ニキア (Suet. *Gr. et rhet.* 14.3) を扱った断片が残ることから、やはりウァロやスエトニウスと同じく何らかのヘレニズム的偉人伝 (下記参照) を執筆したと思われる。

² ヘレニズム期のアテネとアレクサンドリアで隆盛したこれらの伝記集や道徳的逸話集 (所謂「ペリパトス派伝記集」) は、すべて断片もしくはその作品名が伝わるのみであり、それをモデルにしたローマ帝政期の作品

シア・ローマを代表する伝記文学として今日の我々の念頭にまず浮かぶのは、恐らくプルタルコス『対比伝』やスエトニウスの『皇帝伝』であろう。だが、このような政治上重要な意味を持つ人物の伝記集というのは、当時においては寧ろ画期的な試みだったのである。加えてローマ王政期・共和政期の人物を包括的に扱った著作となると、題名のみが伝わるものを含めて極めて稀である。現存するラテン語文献中、王政・共和政伝記集と呼び得るのは、本書 *DVI* とアンペリウスの *Liber memorialis* 第 17 章以下のみではなかろうか³。これは帝政期を対象とした伝記集が、特にプルタルコスやスエトニウスの時代以降には皇帝伝や 'Kaisergeschichte' の形で多く書かれ、且つ比較的良く残っているのと極めて対照的である。ローマ人が *virtus* や *mos maiorum* を具現化した過去の偉人 (*virī clari, virī illustres*) 即ち歴史の範例 (*exempla*) として仰いだ対象が、ほぼすべて共和政期の人物に集中している点を考慮すると、これらの人物の *res gestae* や *mores* を軸とした伝記集、或いは伝記的歴史文学の少なさは、ことさら奇異な印象を与える。この一見不可思議とも思える状況を生んだ原因は、他ならぬローマの歴史文学・伝記文学の伝統そのものに負うところが大きい。最初にこれを明らかにし、その伝統の中に本作品 *DVI* を正確に位置付けることは、*DVI* の成り立ちとその特異性を理解する上で不可欠であろう。それゆえ本解題では、まずローマにおける歴史叙述と伝記の発展の歴史を概観し、両者の関係を明らかにすることから始めたい。

1. *DVI* の背景 歴史と伝記

ローマ史は最初、暦年が支配していた。ローマで歴史叙述が誕生した第二次ポエニ戦争当時とそれ以前の時代、共和政ローマ史の主題であった「政治と軍事 (*gesta domi militiaeque*)」は、行政官の一年の任期によって常にその基本的バイオリズムを規定されていたからである。加えて、彼らが政治上・軍事上の指針に対して持ち得る裁量は、複数の行政官による権限の分割 (*collegia*) のために更なる制約を受けていた。それゆえ、特定の個人が暦年の枠を超えて歴史の流れに大き

(ピロストラトスやエウナピオスの『哲人伝』、偽プルタルコスの『十大弁論家伝』等)が残るに過ぎない。これらヘレニズム期の βίολοι の一覧については Geiger, J., *Cornelius Nepos and Ancient Political Biography, Historia-Einzelschriften* 47, Stuttgart, 1985, pp. 51-55; Tuplin, C., 'Nepos and the Origin of Political Biography', Deroux, C., ed., *Studies in Latin Literature and Roman History X, Collection Latomus* 254, Brüssel, 2000, pp. 129f. そのラテン伝記文学に対する影響については Wallace-Hadrill, A., *Suetonius*, London, 1983, pp. 50ff. passim; Rawson, E., *Intellectual Life in the Late Roman Republic*, London, 1985, pp. 229ff.; Lewis, R. G., 'Suetonius' "Caesares" and their Literary Antecedents', *ANRW* II. 33.5 (1991), pp. 3666f.; Mellor, R., *The Roman Historians*, London, 1999, pp. 135f.; 148. だがヒエロニムスが 'gentilium litterarum viri illustres' の伝記集を著した先人として挙げる五人のうち、少なくともネ波斯とヒュギヌスについては現存するテキストや断片の多くが政治上の人物も扱っており、その事実が彼らの作品の性格に対する評価を困難にしている (II-III 参照)。

³ Sage, M. M., 'The *De viris illustribus*: Chronology and Structure', *TAPA* 108 (1978), p. 219 は、同種の作品としてアンペリウスに加えてキケロの『プルトゥス』も挙げるが、後者はその基本的枠組において寧ろヘレニズム文人伝の伝統に属するものであり、*DVI* やアンペリウスの純粹に政治史・軍事史的関心とは一線を画している。ギリシア文学も視野に入れれば、プルタルコス『対比伝』中のローマ人伝が「共和政伝記集」に属するのは言うまでもない。だがプルタルコスの作品は、大まかに年代順に構成されているとはいえ、あくまで個別の伝記の集成であり、全体としての歴史叙述的性格を有する *DVI* とは性格を異にする (II-III 参照)。

な影響を及ぼすことは難しかったのである。共和政期の歴史書の多くが、*Annales* と呼ばれる書であれ *historiae* の名を冠する同時代史であれ、「列伝体」ではなく「編年体」の形式を取った主な所以はここにある。この共和政期の編年体の伝統と、後述する帝政期の皇帝伝的歴史叙述の相違は、各々を直接或いは間接の史料とするエウトロピウスの概略史の共和政部と帝政部を比較すれば一目瞭然であろう。共和政中期以前のローマにおいて、その支配者層の共有した価値体系、即ち *res publica* や *mos maiorum* の概念 (Cic. *Rep.* 1.34: 'optimum longe statum civitatis ... quem maiores nostri nobis reliquissent') に表される寡頭政の集団の原理 (cf. Plb. 6.11-18; Cic. *Rep.* 2.2; Liv. 4.6.12) は、「個人」の台頭と貴族間の競争の激化を絶えず牽制していたのである。

だが一見これと矛盾するかのようにも思えるが、歴史叙述の誕生する以前から、共和政ローマには様々な媒体を通じて特定個人、或いはそれが属する家系を喧伝する伝統が同時に存在した。即ち *virī clari* を称える頌歌や弔辞 (*laudatio funebris*) といった口承、またそのデスマスク (*imagines*) と墓石に刻まれた碑銘 (*tituli, elogia*) のような文字媒体による政治的・軍事的業績の宣伝である⁴。この伝統は、そのまま歴史叙述にも引継がれることになる。歴史の執筆に主に携わっていたのが、他ならぬ元老院貴族だったためである。大カトーがその史書 *Origines* の中で歴代の将軍や軍団指揮官の個人名をすべて伏せる一方、自身の *virtus* は大いに吹聴したように (e.g. F92 Peter = Liv. 34.15.9; Incert. F129 Peter = Plut. *Cat. Mai.* 10; Incert. F130 Peter = Plut. *Cat. Mai.* 14) この共和政ローマ特有の集団の原理と競争の原理の併存、そして拮抗は、共和政の歴史を形成する重要な動因であり、同時にそれを綴った歴史叙述にも常に内在していたのである。そして「カルタゴの破壊」を経たのち、ローマ国家の版図の拡大は自らの歴史の表現形態にも大きな変化をもたらすことになる。

第一に、政局の複雑化、対外遠征の多極化・長期化は、時系列を直線的に追う最も単純な形での編年史に代わり、普遍的構成を取り入れた作品、そしてコエリウス・アンティパテルの『第二次ポエニ戦争史』(Peter, *HRR I*, pp. 158-177) に始まる所謂モノグラフを生む。もうひとつの変化は、特定の人物の動向により重点を置いた歴史文学の登場である。これは行政官の任期延長と権限の集中化、そして内政の混乱と伝統的社会規範即ち集団の原理の衰微に伴い、歴史の動因としての「個人」の役割が大幅に拡大したことに大きく由来する。ガイウス・グラックスによる兄ティベリウス弁護の *βυλλίον* を皮切りに (F2 Peter = Plut. *TG* 8) テオパネス (*FGH* 2B.188) やウァロ (*Hieronym. Ep.* 33.2; Ioann. Lyd. *De mag.* 1.5) 等の手によるポンペイウス業績録、またオピウスの一連の著作 (Peter, *HRR II*, pp. 46-49) で開花する個別の業績録がその一方の例であり、スカウルス、スラ、キケロ等の自伝的作品が他方の例である。共和政末期から帝政初期にかけて多く書かれ、*Res gestae, Commentarii, Res suae, De rebus suis, De vita sua* 等の名を

⁴ 頌歌については *Cat. Orig.* F118 Peter = Cic. *Tusc. Disp.* 4.3. *imagines* と *laudationes funebres* については Plb. 6.53-54; Sall. *BJ* 5.4; Plin. *NH* 7.139-140; cf. Cic. *Lael.* 11; Diod. 34/5.33 (laudationes が元史料?). *elogia* の例は、少なくとも前3世紀初頭まで遡る (*CIL* 1².6-7 = *ILS* 1: Scipio Barbatus, cos. 298 BC). これらを媒体とした貴族の家伝が共和政期歴史叙述に及ぼした「弊害」については Cic. *Brut.* 62; Liv. 8.40.4-5.

付されたこれらの作品は、多くの点において今日「伝記的」と呼び得るものであろう。だが、ヘレニズム世界で Ἀλεξάνδρου πράξεις (= res gestae) の類の書が ἱστορία と見なされていたのと同じく、これらの res gestae も伝統的歴史叙述と同じ目的 政治的・軍事的業績の記録 及び読者層 主に元老院貴族 を有しており、ゆえにこれらは特定個人を軸とした historia の一種、と考えられていたのである⁵。その中で唯一完全なテキストの現存するカエサルの『戦記』は、クセノボンの『アナバシス』と共に、このジャンルに属する著作の伝記的・自伝的性格と同時代的性格の二面性を最も雄弁に伝えてくれる⁶。

それでは今日の我々にとってプルタルコスの『対比伝』やスエトニウスの『皇帝伝』で馴染みのある伝記文学、即ち政治的・軍事的指導者の βίοι – vitae は、いつこれらの πράξεις – res gestae のような ἱστορία とは独立した文学ジャンル (genus scripturae) として誕生したのであろうか。先行するヘレニズム期のギリシア伝記文学がほぼ完全に散逸した状況で、この問題に答えを見出すのは容易ではない⁷。だが少なくともローマでは、同じく共和政末期から帝政初期にその源流のひとつを認めることができる。この当時は、歴史叙述、業績録、政治的自叙伝とは別個の分野として、ウァロやアッティクス、そしてネポスといった古代の人文学者たちが、origines, chronica, exempla 等の歴史を題材とした新たな散文学を発展させた時代であった。この同じ人々の手により、歴史叙述の誕生に遅れること一世紀半、恐らくより今日の定義に近い伝記作品が登場する。冒頭に挙げた、主に文人を中心としたヘレニズム伝記文学 (βίοι) の伝統を引く伝記集 (vitae) である⁸。だが当時のヘレニズム世界で βίος と πράξεις / ἱστορία が区別されていたのと同じく、ローマでも vita は政治とは切り離された、特に人物の若年時の教育や内面、そして私的逸話 (curiosi) に焦点を当てた人文的研究と考えられていた。その意味で vita は、政治的・軍事的業績を扱う res gestae / historia とは異なる、或いは 悲劇と喜劇の関係におけるが如く やや下位の文学様式だったのである⁹。ラテン文学史上知られる最初の vitae の著者であるネポスが、

⁵ πράξεις – res gestae と historia はしばしば同義語として使われ (e.g. Sempronius Asellio, FF1-2 Peter = Gell. NA 5.18.8-9)、それが個人の政治的・軍事的業績を扱う場合は、今日の定義における伝記に近い著作(ヘレニズム期の Ἀλεξάνδρου πράξεις やこれをモデルとしたポンペイウス業績録等) 或いは自叙伝(ルタティウス・カトゥルスの *Res gestae suae* 等) を指し、一方で集団の過去を扱う場合 (e.g. Liv. Praef. 1.1-3) は、歴史書(センプロニウス・アセリオ、アンミアヌス・マルケリヌス等の *Res gestae*) を意味する。

⁶ 訳者の私見では、当時のローマ人は、例えばサルスティウスの『カティリナ戦史』のような今日の我々が自明の如く「歴史書」と捉える著作であっても、これらの「伝記的」業績録と本質的な区別はしなかったのではないと思われる。寧ろ一方は英雄の人物を中心とした、そして他方は悪役を主人公とした res gestae / historia、という程度の認識だったのではなからうか。

⁷ この問題に関しては、議論が堂々巡りを繰り返しているのが現状であろう : e.g. Steidle, W., *Sueton und die antike Biographie, Zetemata* 1, München, 1951, pp. 7f.; 140ff.; Geiger, *op. cit.* (1985), pp. 30ff.; Tuplin, *op. cit.* (2000), pp. 124-161.

⁸ Rawson, *op. cit.* (1985), pp. 229-249; Schmidt, P. L., 'Die *Libri de viri illustribus*: Zu Entstehung, Überlieferung und Rezeption einer Gattung der römischen Historiographie', Coudry, M., Späth, Th., edd., *L'invention des grands hommes de la Rome antique. Die Konstruktion der grossen Männer Altroms. Actes du Colloque du Collegium Beatus Rhenanus, Aug. 16-18 Sept. 1999*, Paris, 2001, pp. 174f.

⁹ Nep. Praef. 1.1: 'Non dubito fore plerosque, Attice, qui hoc genus scripturae leve et non satis dignum summorum virorum personis iudicent.:' cf. Russel, D. A., *Plutarch*, London, 1972, p. 102: '...biography stood to history as the comedy of manners stood to tragedy.' πράξεις – res gestae と同様に(註5参照)、

自身の作品と *historia* を区別する一方で¹⁰、「最初の奴隷出身の歴史家」ウォルタキリウス（またはオタキリウス）の記したポンペイウス父子の *res gestae* を '*historia*' と呼んだ所以もここにあると言えるだろう¹¹。この伝記蔑視の傾向は、背景こそ異なるものの、近年においてコリングウッドが伝記を「非歴史的」「反歴史的」と呼び、また科学的歴史観や唯物史観のもとで長らく人物研究が軽んぜられてきたことにも相通ずるかもしれない¹²。

だがここでひとつの疑問が生ずる。文人と政治的・軍事的指導者がしばしば重複する古典古代において、その *vita* 人間性の描写 と *res gestae / historia* 政治的・軍事的業績の叙述 の間に明確な線引きをするのは、実際のところ可能だったのであろうか。これはギリシアのみならず、元老院貴族が弁論術と歴史叙述をほぼ独占していた共和政ローマの「文人」を扱う場合にも等しく当てはまる問題である。事実、伝統的な文人伝に対する *gesta domi militiaeque*、即ち古典的定義における「歴史」の影響或いは侵食は、既に共和政末期のキケロの『プルトゥス』において、そして彼を取り巻く作家たちの著作においてその萌芽が見出される。キケロの '*administer in studiis litterarum*' (Gell. *NA* 6.3.8) と称されたティロの『キケロ伝』は、ヘレ

βίος – *vita* も一個人のみならず共同体全体を指し得る（ディカイアルコスの Βίος Ἑλλάδος やウァロの *De vita populi Romani*、またスエトニウスの *De vita Caesarum*? 等）。つまり、やや図式的な区分けをするならば、*res gestae / historia* と *vita* の相違は、今日の「伝記」と「歴史」の定義におけるが如く扱う対象 即ち「個人」か「集団」かの相違にあるのではなく、選択する情報の種類にあると言えるだろう。自叙伝の中には、スカウルス (cf. F1 Peter) や恐らくスラ (cf. Lewis, R. G., 'Sulla's Autobiography: Scope and Economy', *Athenaeum* 79 (1991), pp. 512ff.; Behr, H., *Die Selbstdarstellung Sullas: Ein aristokratischer Politiker zwischen persönlichem Führungsanspruch und Standessolidarität*, Frankfurt am Main, 1993, pp. 14; 21ff.)、そしてアウグストゥス (cf. FF1-2 Peter) の回想録のように、若年時の記述を含むものも存在した。だが上述の如く、大部分はあくまでも自身が中心的役割を演じた「政治的・軍事的事件の叙述」であり、業績録と同じく同時代史に近い性格を有するものであった。実際キケロはスラの自叙伝を '*historia*' と呼んでいる (Cic. *Div.* 1.72)。その代表的な例がカエサルスの *Commentarii* やキケロの ὑπόμνημα 及び *De consiliis suis* であろう。これはたとえ '*vita*' の語を書名に含む著作であっても同様であった。*De vita sua* の名を冠するルティリウス・ルフスの自叙伝が、ギリシア世界では τὴν Ῥωμαϊκὴν ἱστορίαν (Athen. 4.168E; 6.274C) と呼ばれたのはその良い例である。

¹⁰ Nep. *Pelop.* 1.1: 'Pelopidas Thebanus ... cuius de virtutibus dubito quem ad modum exponam, quod vereor, si res explicare incipiam, ne non vitam eius enarrare, sed historiam videar scribere.'; cf. Geiger, *op. cit.* (1985), pp. 114f.; Tuplin, *op. cit.* (2000), pp. 133ff. 後代プルタルコスも、恐らくネポスの影響を受けて ἱστορία と βίοι の間の明確な線引きを主張している (Plut. *Alex.* 1.2: οὐτε γὰρ ἱστορίας γράφομεν, ἀλλὰ βίους); cf. Geiger, *ibid.*, pp. 21ff.; Tuplin, *ibid.*, p. 134. プルタルコスに対するネポスの影響一般については Geiger, *ibid.*, pp. 105f.; 117-120.

¹¹ Suet. *Gr. et rhet.* 27 (cf. Macrob. *Sat.* 2.2.13; Hieronym. *Chron.* ad ann. 81 a. Chr.): 'L. Voltacilius Pilulus ... Cn. Pompeium Magnum docuit patrisque eius res gestas nec minus ipsius conpluribus libris exposuit, primus omnium libertinorum ut Cornelius Nepos opinatur scribere *historiam* orsus.' 政治家個人を扱ったローマの「伝記的」文学 (*res gestae, historiae, vitae* etc.) の発展において、ヘレニズム・ギリシア系解放奴隷の果たした役割については Baldwin, *op. cit.* (1979), pp. 101f. (だが B., *ibid.* はこれらの *res gestae* や *vitae* を 'biography' の名で一括りにしている)。ウォルタキリウス以外のこのような解放奴隷の例としては、スラの自叙伝の仕上げを行ったエピカドゥス (Suet. *Gr. et rhet.* 12)、キケロの解放奴隷ティロ (Peter, *HRR* II, pp. 5-6)、歴史家ティマゲネス (T2 FGH 2A.88 = Sen. *Contr.* 10.5.22: '*historias rerum ab illo (sc. Augusto) gestarum*' 但しこの *historiae* は彼の普遍史 Περὶ βασιλείων の一部であったかもしれない (cf. T3 FGH 2A.88))、そして後述のヒュギヌス (III 参照) が挙げられる。

¹² Collingwood, R. G., *The Idea of History*, 1946, p. 304: 'Thus a biography, for example, however much history it contains, is constructed on principles that are not only non-historical but anti-historical.'; cf. Syme, R., *Tacitus*, Oxford, 1958, pp. 91f.; 501: 'Biography offers the easy approach to history.'

ニズムの文人伝により性格の近いものであったとされるが¹³、果たして彼はパトロンの無数の著作活動を、その政治的背景に全く触れずして語り得たであろうか。奇妙なことに、この作品の僅かに残る断片が描き出すのは、ひとつの *curiosum* (F3 Peter = Plut. *Cic.* 41) を除けばすべて「政治家」としてのキケロの姿なのである (F1 Peter = Gell. *NA* 4.10.5; F2 Peter = Ascon. *Mil.* p. 43 KS; F4 Peter = Tac. *Dial.* 17)。そしてキケロのもう一人の友人、他ならぬネ波斯において、我々は *vita* と *res gestae* / *historia* の境界の最初の明確な揺らぎを認めることができる。彼の *De viris inlustribus* の断片は、マルケルス (FF48-49 Marshall)、スキピオ・アエミリアヌス (FF50; 60 Marshall)、ティベリウス・グラックス (?) (F51 Marshall)、ルクルス (F52 Marshall) といった名を伝えるが、彼らの *vitae* は文人伝だったのだろうか、それとも政治家伝だったのだろうか。その答えは、現存する『大カトー伝』が語っているように思われる。この短編で、主人公の文筆活動に充てられているのは全体の三分の一 (*Cat.* 3) に過ぎず、残りの大部分は出自 (*origo*)、官職歴 (*honores*)、そして政治的・軍事的業績 (*res gestae*) の叙述が占めているのである。これは写本伝承の伝える 'De historicis Latinis' といった副題から連想されるような「文人伝」とは言い難い。その形式や主題の選択において、寧ろ *res gestae* / *historia*、そして以下に述べる *laudatio* に近いものと言えよう。もはやここでは 'ne non vitam enarrare, sed historiam videar scribere' といった意識は見られず、歴史と伝記は限りなくその距離を狭めているのである¹⁴。

ヘレニズムの βίαι – *vitae* に加えて、ギリシア・ローマにおける政治家伝の成り立ちで大きな役割を果たしたのが、それ以前から存在していた政治色の強い一種の伝記的媒体、即ち賛辞 (*ἐγκώμιον* – *laudatio*) の伝統である。これは散文作品の形ではクセノポンの『アゲシラオス』やイソクラテスの『エウアゴラス』が特に知られているが、クインティリアヌスの見解によれば、上記のローマ貴族の弔辞も同じ範疇に属するものであった (*Quintil.* 3.7.2)。これらの賛辞は現代的な意味における政治家伝とは異なる性質のものではあるものの、演説弁論の一種として、*παράδειξις* – *res gestae* と同様に歴史叙述に近い、即ち社会の上層に立つ者が携わるに相応しいジャンルと考えられていた (*Cic. Leg.* 1.5; *Orat.* 37; 66; cf. *De orat.* 2.36; 2.62)。両者の近似性は、クセノポン、ポリュピオス (Plb. 10.21.8)、恐らくポセイドニオス (F79 Edelstein-Kidd = Str. 11.1.6)、ニコラオス (*De vita Caes.* = FF125-30 FGH 2A.90) そしてタキトゥスといった著名な歴史家たちが、歴史書のみならずこのような賛辞或いは賛辞的作品を記した事実が物語っている。彼らの多くは、少なくとも理論上は「歴史」と「賛辞」の間に線引きすることを主張したが

¹³ Rawson, *op. cit.* (1985), p. 229.

¹⁴ Geiger, *op. cit.* (1985)は、ネ波斯の *De viris inlustribus* は単に現存する最古の伝記集であるばかりでなく、文人に加えて政治家・軍人も扱った古典古代最初の *vitae* であったとする。Geiger の説は、ヘレニズム期のギリシア文学に「政治家伝」は既に存在しており、ネ波斯の作品は単にそのラテン語による焼き直しに過ぎないとする通説 (e.g. Steidle, *op. cit.* (1951), p. 141: 'Nepos' Plan kann im ganzen unmöglich seine originale Leistung sein.) に対して出されたものであるが、その主張は近年支持を集めつつあるように思われる: e.g. Mellor, *op. cit.* (1999), pp. 139-142; Schmidt, *op. cit.* (2001), pp. 175-183. 更に Schmidt, *ibid.*は、そもそもネ波斯の書がヘレニズム的文人伝であったとする定説にも疑問を呈するが、一方で Tuplin, *op. cit.* (2000)による Geiger 説の再考は、ネ波斯に先行する伝記文学がギリシア・ローマを問わず殆ど残らない現状で、彼の作品の意義を位置付ける難しさを指摘する。

(e.g. Plb. 10.21.8; Lucian. *De hist. conscr.* 7; 9-12; 14; 17; 38-41; 61-63)、キケロやリウィウスが *laudationes* による歴史の歪曲を嘆いたように (Cic. *Brut.* 62; Liv. 8.40.4-5) またアンミアヌスが皇帝ユリアヌスに関する自身の記述を ‘ad laudativam paene materiam pertinebit’ (Amm. Marc. 16.1.3) と評したように、そしてキケロ自身の ‘leges historiae’ に対する矛盾した態度が示すように (Cic. *Fam.* 5.12: ‘itaque te plane etiam atque etiam rogo ut et ornes ea vehementius etiam quam fortasse sentis et in eo leges historiae negligas’) ἐγκώμιον – *laudatio* と *res gestae* / *historia* の境界にも、常にある種の曖昧さが付きまとっていたのである。それを表す代表的な例は、タキトゥスの『アグリコラ伝』であろう。彼がこれを *laudatio* と見なしていたのは、その序文、文体及び内容が示すところである。だがその記述は、地誌や民族誌、更には登場人物の長演説までも含み、文学としての古典歴史叙述に不可欠な要素をすべて備えている。そしてタキトゥス自身がこの小品に与えた名称は、‘*vita*’であった (*Agr.* 1.4: ‘narraturo mihi *vitam* defuncti hominis’) ¹⁵。

このように、現代の我々にとって「歴史」と「伝記」の区別が必ずしも明確でないのと同じく、ギリシア人・ローマ人にとっても、実際には *vita*, ἐγκώμιον, *res gestae* / *historia* の境界線は常に揺らぎ、拮抗していたのである。今日我々はこの揺らぎを、ネポスの現存するテキストのみならず後のプルタルコスやスエトニウスにおいても明確な形で認めることができる¹⁶。だがその一方で、拮抗もまた続いていた。古典伝記文学の特徴として、それはしばしば複数の人物を扱った「伝記集」の形態を取った事実が挙げられるが、その目的のひとつは人間の類型 (γέννη – *genera*) の蒐集と分類にあった。これらの中には所謂「ペリパトス派伝記集」のように道徳的啓蒙書の性格を持つものも存在したが、過去に対するこのようなアプローチは、共時的であり、寧ろ非歴史的とも言えよう。だが、プルタルコスによるギリシアとローマの英雄の対比、またスエトニウスによる「良帝」と「悪帝」の *mores* の対比は、恐らく歴史叙述よりも寧ろこのヘレニズム的 βίον – *vitae* の伝統を引くのではなかろうか¹⁷。また見方によっては、スエトニウスの『皇帝伝』自体が、「皇帝」という人間の γένος 全体を取り上げた ‘*vita*’ とも考えられよう (註9参照)。更に彼がこの著作で採用した ‘*species*’ (DA 9.1) 即ち「類別」による構成法、「非歴史叙述的」トピック

¹⁵ Steidle, *op. cit.* (1951), p. 6: ‘...der Agricola etwa historische, biographische, enkomiastische Elemente enthält und, nicht genug damit, auch noch Motive der römischen *laudatio funebris* und der Trostschrift einflicht.’

¹⁶ これらの作家と先行の歴史的・伝記的文学との関係、また彼らの作品に見られる「伝記」「歴史」「演説弁論」の融合全般については Steidle, *op. cit.* (1951), pp. 126ff.; Geiger, *op. cit.* (1985), pp. 19-29. ネポスについては Geiger, *ibid.*, pp. 111-115; Tuplin, *op. cit.* (2000), pp. 124ff. *passim*. スエトニウス『皇帝伝』については Steidle, *ibid.*, pp. 108ff.; Wallace-Hadrill, *op. cit.* (1983), pp. 8-25; Lewis, *op. cit.* (1991), pp. 3641ff. *passim*; Mellor, *op. cit.* (1999), pp. 148f.; 156f. プルタルコス『対比伝』については Russel, *op. cit.* (1972), pp. 104ff.; Wallace-Hadrill, *ibid.*, pp. 8; 11f.

¹⁷ スエトニウスの『皇帝伝』 (*De vita Caesarum? De Caesaribus?*) に見られる形式及びモチーフの選択には、ローマの甲辞や法廷弁論における *laudatio* – *vituperatio* の影響も指摘されている: cf. Lewis, *op. cit.* (1991), pp. 3641ff. また個人の類型化それ自体は、*exempla* による教訓を一方の目的とし、また劇化による物語性の向上を他方の目的とした古典歴史叙述にも一般的に見られる傾向である: e.g. サルスティウス、リウィウス、アンミアヌス各々によるカティリナ (Sall. *BC* 5.1)、ハンニバル (Liv. 21.4)、ユリアヌス (Amm. Marc. 25.4.4-10) の *mores* の描写に共通するパターンを見よ。

(e.g. 私的逸話や身体的特徴等)の選択、そして非技巧的な文体も、同じくヘレニズム文人伝の伝統に属するものである。タキトゥスの『年代記』が歴史叙述の伝記化に対するアンチテーゼであるならば、これは grammaticus であるスエトニウスなりの伝記の歴史叙述化に対する抵抗なのかもしれない。ラテン文学史上少なくとも共和政末期に始まる歴史と伝記の融合は、プルタルコスやスエトニウスの時代に至っても未だ発展途上の段階にあったのである。

だが元首政の成立とその後の発展がもたらした社会的・政治的变化は、否応なくこの融合を加速させてゆくことになる。皇帝とそれを取り巻く一部の有力者への集権化が進むのに伴い、必然的に歴史の究極的動因 (causa praecedens) が彼らの性格や動機に求められるようになったためである。日々の業務が帝国官僚の手に漸次委ねられるようになったことも、伝統的な編年史的枠組による歴史編纂を無意味なものにした一因であろう。かくして帝政ローマの歴史は、個々の皇帝の治世の連続として認識されるに至り、結果としてそれを綴った歴史の表現形態も、中国正史における本紀と同様に総じて列伝体、具体的には「皇帝伝」的性格を帯びることとなる。この歴史叙述の伝記化、或いは伝記の歴史叙述化の潮流は、スエトニウスやセウェルス時代のマリウス・マクシムス (Peter, *HRR* II, pp. 121-129) は言うに及ばず、タキトゥスやディオ・カッシオスのような歴史家でさえも逃れることはできなかった¹⁸。歴史の列伝化に抵抗して、タキトゥスが『年代記』と恐らくは『歴史』において敢えて共和政歴史叙述の枠組を踏襲したにも関わらず、後代ヒエロニムスがこの二著を「皇帝伝 (vitae Caesarum) 十二巻」と表したのは、皮肉ながら一面の真理を衝いていたのである¹⁹。タキトゥス以降の歴史叙述の枯渇は、その後の発展の経過を正確に辿ることを困難にしているが、帝政後期には既に「皇帝伝」が歴史の表現形態の主流となっていた。我々はその例をウィクトルの *Historiae abbreviatae* (または通称 *De Caesaribus* (!))、エウトロピウスの帝政史部分、そしてこれらの要約史や『ヒストリア・アウグスタ』の共通の史料としてエンマンの提唱した所謂 *Kaisergeschichte* に見ることができる。ここに至って、歴史と伝記に明確な境界を引くのはもはや不可能であろう²⁰。タキトゥスの伝統を受け継ぎ、古典歴史叙述への回帰を試みたアンミアヌス・マルケリヌスであっても、彼の先達以上にその史書が皇帝伝的になるのはもはや必然であった²¹。

ここまで概観した背景を踏まえて *DVI* を考察する時、その特異性がことさら浮き彫りとなるであろう。それはこの小品が、ローマの王政期・共和政期を包括的に扱った現存するほぼ唯一の伝記集という点にあるだけではない。加えて本書には、プルタルコスやスエトニウスより以前の伝記集に共通する、人間の γέννη の分類や蒐集のための試みが殆ど認められない。家系による区分等の若干の例外を除けば (II 参照) 本書の目的はあくまでも過去の *viri illustres* とその *gesta*

¹⁸ Syme, *op. cit.* (1958), pp. 144f.; 266-270; 305; 358f.

¹⁹ Hieronym. *Comm. ad Zach.* 3. 14: 'Cornelius Tacitus, qui post Augustum usque ad mortem Domitiani vitas Caesarum triginta voluminibus exaravit.'

²⁰ Wallace-Hadrill, *op. cit.* (1983), p. 8: 'History or not history? ... The problem is at its most acute when an individual plays a dominant role in the historical narrative of the period. Then history is most likely to take the form of biography and biography of history.'

²¹ Syme, R., *Ammianus and the Historia Augusta*, Oxford, 1968, pp. 94ff. passim.

domi militiaeque を通時的に叙述すること、言い換えれば共和政期の政治史・軍事史を、各々中心的役割を果たした政治的・軍事的指導者の人物伝の連続として概観することにある。DVI は王政期・共和政期を扱い、且つ共和政末期から帝政初期にかけて発展した vitae や exempla 文学と情報を共有しているにも関わらず、その形式とアプローチは寧ろ帝政期を扱った、帝政期中期以降の歴史叙述のそれに近いのである。以下では DVI の具体的な構成と内容、更にはその「作者」の問題を考察しつつ、この DVI の持つ特性を明らかにしてゆきたい。

II. DVI の構成と文体

本作品は一般に *De viris illustribus urbis Romae* の書名で知られる。だがこれは人文主義時代以降の通称に過ぎず、その原題は伝わっていない。実際のところ、この名称は必ずしも内容を正しく表しているとは言い難い。というのも「ローマ市の (urbis Romae)」「男性 (viris)」と限定しているにも関わらず、実際には本作品はローマと戦った duces exterarum gentium ポンテウス(30)、ピュロス(35)、ハンニバル(42)、アンティオコス三世(54)、ウィリアトゥス(71)、ミトリダテス(76) 及び女傑 クロエリア(13)、クラウディア(46.2f.) 等の伝記的記述も含むからである。その一方で B 系統に属する最古の V 写本(IV 参照)には、既に *Liber de illustrium* (sic.), *Liber illustrium* 等の書名が見られることから、原題も冒頭に挙げたネポス、ヒュギヌス、スエトニウス、ヒエロニムス等の作品の題名に近いものであったろうと推測されている²²。

DVI が現在の形にまとめられたのは、その語彙上の特徴 (e.g. 1.4: adunatis; 22.2: conspiravit; 72.10: vetavit *codd.* vetuit *em. Pichl.*) 等から、少なくとも後三世紀以降、より具体的には、*Corpus Aurelianum* の編纂過程で DVI がその第二部として加えられ、テキストに 78 章乃至 86 章が追補された (IV 参照) 四世紀後半よりやや以前の時期であると一般的に考えられている。従って、DVI の最終的な成立は、*Corpus Aurelianum* を構成する他の二作品、即ち *Origo gentis Romanae* とアウレリウス・ウィクトルの *Historiae abbreviatae* の執筆とほぼ同時期であったと思われる²³。また、少なくとも今日見られる形での DVI は、単一の「原典」或いは複数の史料に基づく要約

²² Sherwin, W. K., Jr., 'The Title and Manuscript Tradition of the *De viris illustribus*', *Rheinisches Museum* 112 (1969a), pp. 284ff.; Sage, *op. cit.* (1978), p. 218 n. 10 = *id.*, *op. cit.* (1980), p. 84 n. 9; Fugmann, J., *Königszeit und Frühe Republik in der Schrift 'De viris illustribus urbis Romae': Quellenkritisch-historische Untersuchungen, I: Königszeit, Studien zur klassischen Philologie* 46, Frankfurt am Main, 1990, pp. 17f. n. 4.

²³ DVI の編纂時期については Pichlmayr, F., ed., *Sexti Aurelii Victoris Liber de Caesaribus: praecedunt origo gentis Romanae et liber de viris illustribus urbis Romae, subsequitur epitome de Caesaribus*, Leipzig, 1911, pp. viiif.; Schmidt, P. L., *Das Corpus Aurelianum, RE Suppl.* XV, 1978, cols. 1596ff.; 1653f.; Sage, M. M., 'The *De viris illustribus*: Authorship and Date', *Hermes* 108 (1980), pp. 92-100; Felmy, A., *Die römische Republik im Geschichtsbild der Spätantike. Zum Umgang lateinischer Autoren des 4. und 5. Jahrhunderts mit den exempla maiorum*, Berlin, 2001, p. 29; cf. Bessone, L., 'In margine al *De viris illustribus*', *Numismatica e Antichità Classiche* 5 (1976), pp. 185f. *Corpus Aurelianum* の成立については IV 参照。

(breviarium) であることも、現在は定説としてほぼ確定している²⁴。この点において本書は、フロルス、ウィクトル、エウトロピウス、フェストゥスの著作と同じく、またやや性格は異なるもののオロシウスの『異教反駁史』と同じく、帝政中期以降に多く編纂された breviaria に属するジャンルの作品と言って良いだろう。

本編は近代校訂本で全 77 章から成り、ロムルス・レムス伝説から大ポンペイウスの死に至るまでのローマ王政・共和政史を、一種の人物伝の連続として綴っている。個々の章の中核を為すのは人物の政治・軍事上の経歴であり、ヘレニズム的 βίαι やプルタルコスに見出されるような curiosi はあまり見られない。ギリシア伝記文学に比して個人の内面よりもその origines, honores, res gestae にやや偏重するきらいがあるのは、laudationes に始まりスエトニウスに至るローマ伝記文学に共通して見られる特徴とも言えるが、特に建国伝説以降の初期ローマを扱った章は、人物の出自、官職歴および主要業績を列挙しただけのものが多い。だが時代が下るにつれ、特にピュロス戦争を境に、人物の mores を描き出す逸話の数も増す傾向にある。この「建国」と「ピュロス王以降」に偏った記述は、ファビウス・ピクトルから大カトーに至る初期のローマ歴史叙述にも共通して見られる特徴であり、大元の情報の密度の不均衡を反映しているのかもしれない。また第二次ポエニ戦争以降は、記述の伝記的性格が強まるのに従い(下記参照)私的な側面を描き出す逸話も若干ながら散見される(e.g. 49.8; 56.6; 57.4; 74.7)。

DVI に含まれるほぼすべてのエピソードは、多寡の差はあれ他の文献にも見出されるものである。その意味でこれらの史料的价值は決して高いとは言えない。また、そのエピソードは政治史・軍事史に関わるものにほぼ限定されており、その点においてはある種の一貫性が認められる。だが他方で個々のディテールの選択は至極恣意的で均衡を欠く。基本的に breviarium であるにも関わらず、元の伝承や歴史的背景に親しんでいなければ理解し難い記述がある一方で、不要とも思える細緻な描写を多く含むものもある。加えて、写本ごとの異読を差し引いても、記述はしばしば不正確で、史実や人名に関する混乱、また逸話の重複さえも見られる。だがこれが帝政末期の最終的な DVI の編纂者自身の不注意によるものか、或いはその原典に既に含まれていたものか、必ずしも定かではない。少なくとも、これらの情報の混乱の若干は、既に共和政末期や帝政初期の文献にも見出されるものである²⁵。また他の文献との喰い違いから誤謬と見られがちな記述の

²⁴ DVI を breviarium であるとする 19 世紀以来の説については Bendz, G., 'Eine lateinische Exemplarbiographie. Bemerkungen über den anonymen *Liber de viris illustribus urbis Romae*', Hanell, K., Knudtzon, E. J., Valmin, N., edd., ΔΡΑΓΜΑ Martino Nilsson a. d. IV. Id. Iul. anno 1939 dedic., Lund, 1939, p. 60 n. 7; Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1650ff.; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 66; 317; id., *Königszeit und Frühe Republik ... Quellenkritisch-historische Untersuchungen, II.1: Frühe Republik (6./5.Jh.)*, *Studien zur klassischen Philologie* 110, Frankfurt am Main, 1997, p. 208. やや異端的な説として, Braccisi, L., *Introduzione al De viris illustribus*, Bologna, 1973, pp. 87f.; 97-116 は、DVI は失われた「原典」の帝政後期の要約ではなく、後一世紀に書かれた(彼の見解では大プリニウスもしくはその関係者による)オリジナルの作品であるとする。B.の説に対して出された反論については、註 45 参照。

²⁵ 例えば DVI に見られるスキピオ・ナシカ(cos. 191)とスキピオ・ナシカ・コルクルム(cos. 162; 155)の混同(44.1ff.)は、帝政末期の文献(Liv. *Per.* 49; Ampel. 19.11; Augustin. *CD* 1.30; 2.5)に限られたものではなく、帝政初期(Val. Max. 7.5.2)或いは既に共和政末期(Diod. 34/5.33 = Const. *De virt.* 1, pp. 310f.)の作品にも現れている。

中には、共和政期の家伝や政治的プロパガンダに由来する意図的な事実の歪曲²⁶、或いは正統伝承には残らない「異伝」が含まれている可能性も否定できないのである²⁷。

ここに言う「正統伝承」とは即ち、リウィウス及びその史書を元にした帝政期の派生文献、所謂‘Livian Tradition’に代表される歴史伝承である。フロルスの戦史摘要やエウトロピウス、オロシウスの前半部等、王政期・共和政期のローマ史を扱った帝政期の *breviaria* は往々にしてリウィウスを唯一、或いは少なくとも主要な情報源としており、共和政期のラテン語歴史叙述がすべて散逸した現在、これらが近代における共和政ローマ史像の根幹のひとつを成してきたのは周知の如くであろう。情報や語句の点で、やはり *DVI* にもリウィウスの記述と共通する部分が頻繁に見出される。だが、それは必ずしも *DVI* の記述がこれらの帝政期の派生文献と同じく、最終的にリウィウスに由来することを意味するのではない。というのも、*DVI* はまたリウィウスとは明確に喰い違う記述、或いはリウィウスの伝えない伝承も数多く含むからである。*DVI* に見られる非リウィウス系の伝承は、他にはディオドロスやハリカルナソスのディオニュシオスの著作のような歴史叙述、プルタルコス『対比伝』の属する伝記文学、またヴァレリウス・マクスィムスやフロンティヌスに代表される *exempla* 文学、更には大プリニウスの『博物誌』といった具合に、ジャンルを問わず、またラテン語作品とギリシア語作品とを問わず、共和政末期から帝政期にかけての多岐に渡る文献に散見される。この事実が示すように、史料としての面から見た場合の *DVI* の最も興味深い点は、個々の情報の質よりも、「*Quellenforschung* の宝庫」と称されるその全体としての多様性にあると言って良からう。

その一方で、*DVI* を *Corpus Aurelianum* に含めた帝政末期の編纂者（IV 参照）、そして史料批判が誕生する以前のルネサンス期の人文学者の多くは、*DVI* の原典となった作品はリウィウスの史書であると考えたようである（*MSS a, p. 'hoc est et Livius et Victor Afer'*）。これは今日の我々には一見の外れにも思えるが、あながち不合理な推測とも言い切れない。なぜなら本書は伝記集の形態を取ってはいるものの、その構成は全体としてローマの伝統的な *annales* と同様、*urbs*

²⁶ リキニウス・セクステウス法で知られるリキニウス・ストロを最初の平民出身の執政官とするのは古典文献中 *DVI* だけであるが（20.2: 'primus Licinius Stolo consul factus'）Fugmann, *op. cit.* (1997), p. 173 がこれを単なる誤謬と見なすのに対し、Wiseman, T. P., A Review of Fugmann, *Königszeit und Frühe Republik in der Schrift "De viris illustribus urbis Romae"*, *Classical Review* 51 (2001), p. 409; id., 'Roman history and the ideological vacuum', id., ed., *Classics in Progress. Essays on Ancient Greece and Rome*, Oxford, 2002, p. 297 は、編年史家リキニウス・マケル（Peter, *HRR I*, pp. 298ff.）起源の異伝である可能性を示唆する。また前 321 年のカウディナエ隘路の戦いにおけるサムニテス軍の指揮官ガイウス・ポンティウスに「テレシヌス（テレシア出身）」の *cognomen* 即ち前 82 年のコリナ門の戦いにおけるサムニテス・ルカ二連合軍の指揮官の名 を添えるのも、*DVI* を含めた帝政末期の文献（*DVI* 30.1; Eutrop. 10.17.2; Ampel. 20.10; 28.2）に典型的な誤謬であると考えられがちであるが（e.g. Sage, *op. cit.* (1978), p. 228 n. 49; id., *op. cit.* (1980), p. 93; Fugmann, J., *Königszeit und Frühe Republik ... Quellenkritisch-historische Untersuchungen, II.2: Frühe Republik (4./3.Jh.)*, *Studien zur klassischen Philologie* 142, Frankfurt am Main, 2004, pp. 129f.）これも後者のポンティウス・テレシヌスが、カウディナエ出身のかつてのサムニテスの英雄を自身の祖先であると主張したプロパガンダ（cf. Münzer, F., *RE* XXII.1, 1953, *C. Pontius* (4), col. 31; *Pontius Telesinus* (21), col. 35）或いは逆に 83-82 年の内戦時のスラのプロパガンダに由来する可能性も充分考えられる；cf. *Schol. Lucan. B.* 2.138: 'Pontio Telesino, qui ab alio Telesino originem duxit.' *DVI* に見られるスラの自叙伝の影響については、註 63 参照。

²⁷ Wiseman, *op. cit.* (2001), p. 409.

condita から共和政末期に至るまでの通史を、時代順に (κατὰ χρόνον) 且つほぼ連続的に追いつつ展開するからである。また個々の章は基本的に一人の vir illustis の経歴に充てられているが、他方で一人物の vita を綴った伝記的記述というよりは、寧ろ事件の経過を追うことに主眼を置いた res gestae / historia に近い性格を持つ章も数多く含まれる (e.g. 1; 2; 4; 16; 22; 23; 25; 30; 36; 46; 48; 55)。更には、殆どの章の導入部が「人物名 主要業績」の形式を取るのに対して、特に初期から第二次ポエニ戦争までの時代に関しては、まず歴史的背景の説明から始まる章も見受けられる (11-14; 16; 20-22; 25; 29; 30; 36; 46; 48)²⁸。これらの事実から、近代においても、DVI ないしその原典の作者は「伝記的主史料」に加えて歴史叙述も副次的に使ったのではないかとする声がモムゼン以来しばしば上げられている。そしてこの「歴史的副史料」の候補としては、カルプルニウス・ピソ・フルギヤワレリウス・アンティアス、クラウディウス・クアドリガリウスといった共和政後期の annales 史家、そしてリウィウス本人、更には帝政期の 'Livian Tradition' が挙げられてきた²⁹。

DVI に見られる非リウィウス系の伝承の多くが、最終的にはリウィウスの史料ともなった共和政期の歴史叙述にその起源を持つことに異論の余地はあるまい。その中には、上記の annales 史家に加えて、リキニウス・マケルや更には初期のラテン語史家であるカッシウス・ヘミナにまで遡る伝承も存在する (e.g. DVI 3.2 – Cass. Hem. F37 Peter = Plin. NH. 13.84; DVI 12.1ff. – Cass. Hem. F16 Peter)。その一方で、DVI とリウィウスの共通点については、それがリウィウスと同じ共和政期の情報源に由来する可能性、リウィウスの作品そのものに由来する可能性、或いは 'Livian Tradition' に由来する可能性、いずれの解釈でも説明がつく³⁰。だが DVI に含まれる歴史叙述的情報が、これらの共和政編年史家やリウィウスの史書に直接遡るのか、それとも帝政期の二次媒体を介したものであるのか、この問題を解くには、DVI の成り立ち自体を明らかにする必要があるだろう。即ち、伝記的要素と歴史叙述的要素の融合が為されたのは DVI 成立過程のいずれの段階なのか。言い換えれば、それを行ったのは原典の作者であるのか、後代の編者であるのか。そしてその人物は、共和政末期から帝政末期までのどの時代に属するのか。これらの問題と「史料」のそれは不可分であろう。この DVI の「原典」、そして「伝記的史料」「歴史的史料」に

²⁸ DVI は全体として κατὰ χρόνον の構成法を取るが、これは必ずしも厳密なものではない。中には特定の事象 (身分闘争、ポエニ戦争等) や家系 (Decii, Metelli 等) といった「主題」に基づいて数章をまとめる κατὰ γένος の構成も見受けられる; cf. Sage, *op. cit.* (1978), pp. 222ff.; Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1634f.; Fugmann, *op. cit.* (1990), p. 28. 同様に、個々の人物の記述もおおむね cursus honorum に沿って早年から晩年へと展開する一方で、しばしばその順序が若干前後する場合もある; cf. Bendz, *op. cit.* (1939), pp. 57f.; Sage, *ibid.*, pp. 239ff.; id., *op. cit.* (1979), pp. 195ff.

²⁹ 19 世紀以来のこれらの諸説については Braccesi, *op. cit.* (1973), p. 25 n. 51; Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1654f. より近年の説としては Braccesi, *ibid.*, pp. 24ff.; 33-63 (ティベリウス時代の 'una historia liviana'); cf. Bessone, *op. cit.* (1976), pp. 176-180. これに対し、Bendz, *op. cit.* (1939), pp. 63-66 は DVI の原典となった複数の 'Exemplsammlungen' が、また Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1650ff.; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 317ff. はヒュギヌスが、これらの歴史叙述に由来する伝承を既に取り込んでいたと想定する; cf. Sage, *op. cit.* (1978), pp. 239f. n. 104. 所謂 'Livian Tradition' の問題については、註 39 参照。

³⁰ Sherwin, W. K., Jr., 'Livy and the *De viris illustribus*', *Philologus* 113 (1969b), pp. 298-301; Bessone, *op. cit.* (1976), pp. 170; 176ff.; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 50f.

については、後に改めて取り上げたい(III 参照)。いずれにせよ、*DVI* の持つ歴史叙述的性格は、特に共和政初期から中期にかけての記述に顕著なものである。その一方で第二次ポエニ戦争を境にこの傾向は漸次的に減少し、後期に移るにつれてより伝記的性格が強くなる。前述のように、第二次ポエニ戦争はローマで歴史叙述が誕生し、また共和政後期は様々な「伝記的」作品が発展した時代でもある。*DVI* の源流のひとつとなったと考えられるこれらの作品の増加に伴って、*DVI* の記述にも変化が見られるのは興味深い点であろう。

DVI の文章は全体として平易であり、同じ接続詞や副詞句の繰り返しはしばしば無味乾燥で単調な印象さえ与える³¹。だが必ずしも悪文ではなく、その簡潔で平明な文体は、時として他の帝政後期の要約史のそれよりも大カトーやカエサル of 古典的 *brevitas* を想起させる。例えば穀物法案に対するコリオラヌスの反対を *DVI* はくびき語法を用いて簡潔に表現するが(19.2: 'plebs agros, non seditioes coleret.')、これをリウィウスやフロルスの記述と比較すると(Liv. 2.34: 'domitos ipsos potius cultores agrorum fore quam ut armati per secessionem coli prohibeant. '; Flor. 1.22.3: 'ut Coriolanum colere agros iubentem')、その簡潔さ、鮮明さが一層明らかとなるだろう³²。加えて、記述が詳細になる箇所、特に共和政後期の人物を扱った章では文章が活力を帯びる傾向があり、時にはユーモアすら感じさせる場面も見られる。前82年のサクリポルトゥスの戦いの描写における'fugae, non pugnae interfuit'(68.1)などの対照法はその一例である。また同盟市戦争前夜の前91年に護民官ドルススの法案が呼んだ波乱も、対照法と同義語の反復によって極めて簡潔且つ効果的に描写されている。

Deinde ex gratia (nimia *om. B Sher.*) in invidiam venit. Nam plebs acceptis agris gaudebat, expulsi dolebant, equites in senatum lecti laetabantur (sed praeteriti querebantur *om. B Sher.*); senatus permissis iudiciis exaltabat, sed societatem cum equitibus aegre ferebat (66.10).

DVI の特徴とも言える連辞省略と並列法を多用した文体、そして *cursus honorum*, *res gestae*, *mores* を中心とした構成は、しばしば文学的に肉付けされた伝記 或いは歴史叙述 というより、寧ろローマにおけるこれらの文学の起源のひとつである *laudationes*、またデスマスクや墓石に刻まれた碑銘 (*tituli*, *elogia*) の形式に直結するようにも思える(Ⅰ参照)³³。共和政におけ

³¹ *DVI* の文体を体系的に分析した研究はこれまで行われていないようであるが、Bendz, *op. cit.* (1939), pp. 61-63; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 40-42 には若干の考察が見られる。

³² 興味深いことに、コリオラヌスがこの時(前491年)執政官であったとする伝承は *DVI* にしか見られないものである(cf. Broughton, *MRR I*, pp. 17f.)。Fugmann, *op. cit.* (1997), p. 155 は、*DVI* の異伝がより古い伝承を反映していると唱えるが、その場合これは最古の *damnatio memoriae* の一例となるだろう。だが David, J.-M., "Les étapes historiques de la construction de la figure de Coriolan", Coudry, M., Späth, Th., eds., *L'invention des grands hommes de la Rome antique / Die Konstruktion der grossen Männer Altroms. Actes du Colloque du Collegium Beatus Rhenanus, Aug. 16-18 Sept. 1999*, Paris, 2001, p. 23; Cornell, T., 'Coriolanus: Myth, History and Performance', Braund, D., and Gill, C., eds., *Myth, History and Culture in Republican Rome. Studies in Honour of T. P. Wiseman*, Exeter, 2003, p. 84 による別の解釈も参照せよ。

³³ *laudatio funebris* に関する古代の証言については、註4参照。*laudationes* と *elogia* の形式及び内容が帝政期の伝記文学に与えた影響については Steidle, *op. cit.* (1951), pp. 8f.; 109-133; Baldwin, *op. cit.* (1979), pp.

る競争の原理の表象とも呼べるこれらの宣伝媒体と *DVI* が、ある種の「精神」を共有しているのは、以下に挙げるカエキリウス・メテルス (cos. 251; 247 BC) に送られた *laudatio funebris* と、スキピオ・ナシカ・コルクulum及びカエキリウス・メテルス・マケドニクスに関する *DVI* の記述の比較からも明らかであろう。

...voluisse enim primarium bellatorem esse, optimum oratorem, fortissimum imperatorem, auspicio suo maximas res geri, maximo honore uti, summa sapientia esse, summum senatorem haberi, pecuniam magnam bono modo invenire, multos liberos relinquere et clarissimum in civitate esse (Plin. *NH* 7.139-140).

Eloquentia primus, iuris scientia consultissimus, ingenio sapientissimus (fuit *om. op Pichl.*), unde vulgo Corculum dictus (*DVI* 44.5).

Hic quattuor filiorum pater supremo tempore humeris eorum ad sepulcrum latus est; ex quibus tres consulares, unum etiam triumphantem vidit (*DVI* 61.6).

現存する碑銘のうち³⁴、その破格の長大さにおいて特に有名なのは、かつてモムゼンが「ラテン語碑文の女王」と評したアウグストゥスの『業績録』である。だが、訳者自身が *DVI* に最初に触れたおりまず想起したのは、寧ろ Forum Augustum 出土の一連の碑銘であった。これは前2年にアウグストゥスが復古事業の一環として、彼の広場に立てたローマ建国以来の歴代 *virī clari* の彫像群に添えられていたとされる所謂 *Elogia fori Augusti* (以下 *EFA*) である (Ovid. *Fast.* 5.565f.; Suet. *DA* 31. 5; Cass. Dio, 55.10.3; *HA Alex. Sev.* 28.6; cf. Tac. *Ann.* 15.72)。以下に例として挙げるのは、現存するドゥイリウス、マリウスの *EFA* と、それに対応する *DVI* の記述である。両者の対比からは、この全く時代の異なる二つのテキストの近似性を容易に認めることができよう³⁵。

CIL 12.1.193.11 = *Insc. It.* 13.3.13 = *ILS* 55

h]uic per[*mis*]sum est ut [*ab e*]pulis do[*mum*] cum *tibic*]ne e[*t f*]unali rediret.

DVI 38.4

Duillio (Duellio *op Pichl.*) concessum est ut praelucente funali et praecinente tibicine a cena publice rediret.

102f. 105; 109f.; 112; Lewis, *op. cit.* (1991), pp. 3641ff.; 3654ff.; 3661.

³⁴ 共和政期の墓碑銘の現存数は決して多いとは言えないが、その代表的な例である所謂 *Elogia Scipionum* においても、同様の「競争の精神」は顕著に認められよう。

³⁵ 引用したマリウスの *EFA* のテキストは、アレツォ出土の複製 (*CIL* 12.1.195.18 = *Insc. It.* 13.3.83) に基づく。

CIL 12.1.195.17-18 = Insc. It. 13.3.17; 83 = ILS 59

C. Marius C. f. | cos. VII, pr., tr. pl., q., aug., tr. militum. | Extra sortem bellum cum Iugurta | rege Numidae cos. gessit. Eum cepit | et triumphans in secundo consulatu | ante currum suum duci iussit. | Tertium cos. absens creatus est. | IIII cos. Teutonorum exercitum | delevit. V cos. Cimbros fudit, ex | iis et Teutonis iterum triumph[avit]. | Rem pub. turbatam seditionibus tr. pl. | et praetor, qui armati Capitolium | occupaverunt, VI cos. vindicavit.

DVI 67.1-3

Gaius Marius septies consul, Arpinas, humilli loco natus, primis honoribus per ordinem functus... Iugurtham captum ante currum egit. In proximum annum consul ultro factus Cimbros in Gallia apud Aquas Sextias, Teutonas in Italia in campo Savidio (Raudio *op Pichl.*) vicit deque his triumphavit. Usque sextum consulatum per ordinem factus Apuleium tribunum plebi (plebis *Pichl.*) et Glauciam praetorem seditiosos ex senatusconsulto interemit.

DVI と *EFA* の相似は、その構成や文体に留まらず、含まれる個々の情報にまで及ぶ。例えば、盲目のアッピウス・クラウディウスが第三次サムニテス戦争中の前 296 年もしくは 295 年に「サビニ人」に勝利したとする伝承は、諸史料中で唯一 *EFA* と *DVI* のみが伝えるものである³⁶。また以下に引用するアエミリウス・パウルスの例でも、*EFA*、*DVI* 共に、彼のリグリア戦凱旋式を最初の執政官任期中（前 182 年）のこととしており、これを彼がプロコンスルであった翌年に帰するリウィウスの記述（40.34.7ff.: ‘proconsul ex Liguribus Ingaunis triumphavit.’; cf. Broughton, *MRR* I, p. 384）とは共通して喰い違いを示す³⁷。

CIL 12.1.194.15 = Insc. It. 13.3.81 = ILS 57

L. Aemilius | L. f. Paullus ... Liguribus domitis priore | consulatu triumphavit. | Iterum cos. ut cum rege | [Per]se bellum gereret ap| [sens] factus est.

DVI 56.1-3

Lucius Aemilius Paullus ... primo consulatu ... de Liguribus triumphavit ... Iterum consul Persen Philippi filium regem Macedonum apud Samothracas cepit.

実際 *EFA* と *DVI* の相似は、19 世紀初頭の BORGHESI 以来諸研究者によって指摘され、またはば

³⁶ *CIL* 12.1.192.9-10 = *Insc. It.* 13.3.12; 79 = *ILS* 54: ‘Com|plura oppida de Samnitibus cepit. | Sabinorum et Tuscórum exerci|tum fudit.’; *DVI* 34.5: ‘Sabinos, Samnitas, Etruscos bello domuit.’

³⁷ Sage, M. M., ‘The *Elogia* of the Augustan Forum and the *De viris illustribus*’, *Historia* 28 (1979), pp. 203f. は、この「誤謬」は *EFA* と *DVI* の情報源が同一であったことから生じたのではなく、単なる偶然の結果と見なす。だが同様の記述は他にウェレイウスにも見られることから（*Vell.* 1.9.3: ‘L. Aemilium Paulum, qui ... consul triumphaverat’）これを偶然の一致と考えるのにはやや困難が伴うであろう。Sage に対する反論としては Braccisi, L., ‘Ancora su *Elogia* e *De viris illustribus*’, *Historia* 30 (1981), pp. 127f. 参照。

しば前者は後者の史料ではないか、とも言われてきた³⁸。加えて EFA と DVI のテキストは、帝政期の他の文献史料、特にフロルス、エウトロピウス及びアンペリウスの *breviaria* や諸スコリアとも情報と「誤謬」を共有する例が多く見られる。中でも、DVI と並び数少ない共和政伝記集であるアンペリウスの *Liber memorialis* 17 章乃至 29 章は、特に注目に値するだろう。なぜならアンペリウスの記述は DVI と比しても更に簡略であり、且つ *κατὰ χρόνον* ではなく *κατὰ γένος* の構成を持つものの、*virī clari* の人選のみならずその *res gestae* や *mores* の選択の点でも驚くほど DVI と一致するからである³⁹。この EFA、DVI、そしてアンペリウスの間に見られる近似性は果たして偶然であろうか。それに答えるためには、19 世紀以来 DVI を巡る諸議論の中心的位置を占めてきた問題、即ちその「原典」と知られざる「作者」の問題に目を向ける必要があるだろう。

III. DVI の「作者」

ひと口に「作者」と言っても、様々な情報の取捨選択や要約の過程を経てきた DVI のような *breviarium* の場合、その言葉の示すところは同一ではない。もし我々がウィクトルやエウトロピウスを「作者」と呼び得るのなら、DVI の「作者」も本書を現在の形に要約した編纂者を意味すると言って良からう。その一方で、DVI に含まれる個々の情報の究極的な情報源を作者と考えるのなら、それは共和政期の歴史叙述、或いはそれに先行する *Annales Maximi* や口承文学まで遡らなければなるまい。だが便宜上、ここではまず DVI の要約の直接の元となった「原典」の作者の考察から始めたい。先述したように、本書が現在の形にまとめられたのはウィクトルの *Historiae abbreviatae* の執筆とほぼ同時期と考えられている（II 参照）。だが DVI の文体と歴史的アプローチは、ウィクトルのサルスティウスやタキトゥスを意識した文体、またそれと釣り合わぬストニウスの関心とは全く趣を異にしており、彼がその編纂者でも原典の作者でもないことは明白である⁴⁰。一般的に、DVI の原典は、この *breviarium* が最終的に成立した帝政末期よりも遙か以前に遡る時代に属すると考えられている。A 系統の写本を伝える *Corpus Aurelianum* の編纂者が DVI の原典をリウィウスの史書と考えていたのは前述の如くであるが、その一方で B 系統に属する諸写本は、一例を除いてすべて 'C. Plinius Secundus Veronensis' の名を付している⁴¹。

³⁸ Braccesi, *op. cit.* (1973), pp. 1ff.; Bessone, *op. cit.* (1976), pp. 169ff.; Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1637ff.; Sage, *op. cit.* (1979), pp. 194ff.; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 12f.; 56ff.; cf. Steidle, *op. cit.* (1951), pp. 115f.

³⁹ フロルスの通称 *Epitomae de T. Livio* やエウトロピウス等の帝政期の 'Livian Tradition' が、しばしばリウィウスには見られない伝承を含むのは周知のとおりである。'Livian Tradition' におけるこの問題一般については Sanders, H. A., 'The Lost Epitome of Livy', id., ed., *Roman Historical Sources and Institutions*, New York, 1904, pp. 149ff.; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 47ff. DVI とフロルスとの相似については Braccesi, *op. cit.* (1973), pp. 37ff. エウトロピウスについては Sage, *op. cit.* (1980), pp. 93f. アンペリウスについては Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1636f.; id., *op. cit.* (2001), pp. 181; 184f.; Fugmann, *ibid.*, pp. 56-60. スコリアについては Sage, *ibid.*, pp. 96ff.

⁴⁰ Pichlmayr, *op. cit.* (1911), p. viii; Sage, *op. cit.* (1980), pp. 85f.

⁴¹ Sherwin, W. K., Jr., ed. and trs., *Deeds of Famous Men (De Viris Illustribus)*, Oklahoma, 1973, p. 1 in

この B 系統のテキストは、14 世紀の写本発見後、ネボス、小プリニウス、スエトニウスの著者名のもとに校訂本が刊行されてきた。またこれらの作家たちに加え、これまでにヒュギヌス、アスコニウス、大プリニウス等も *DVI* 原典の作者として提唱され、未だ結論の出ないまま現在に至っている⁴²。

上掲の多彩な原典作者候補の中から、BRACCESI は特に大プリニウスに目を向け、*DVI* は失われた「原典」の要約ではなく、プリニウスもしくは '(un) ignoto storico della cerchia pliniana' が後一世紀に EFA を主史料として作成した資料集の一種である、との説を提唱した。更に BRACCESI は、*DVI* とフロルスのテキストに見られる近似性から、この *DVI* 作者が EFA に加えてティベリウス時代の 'una historia liviana' も「歴史的副史料」として使用した、と考えた⁴³。*DVI* と EFA のテキストの相似に改めて注意を払い、綿密な分析を行った点で BRACCESI の貢献は評価されるべきであろう。だがその一方で、彼のプリニウス説は若干の状況証拠、及び写本に見られる（恐らく後代の⁴⁴）'C. Plinius Secundus Veronensis' を根拠としているに過ぎず、文献学的証拠を決定的に欠いている⁴⁵。そもそもプリニウスの数多くの著作の中で、共和政期の *viri clari* を扱った作品はひとつとして知られておらず、ゆえに *DVI* 原典の考察の対象とはなり得ないであろう。ここで訳者がより注目値すると考えるのは、共和政末期から帝政初期にかけて活躍した二人の同時代人、ネボスとヒュギヌスである。

コルネリウス・ネボスの名は、*Corpus Aurelianum* の写本発見以前に刊行された初期の *DVI* 校訂本（B 系統）の表題に既に現れるもので（*De viris illustribus urbis Romae, Cornelius Nepos qui contra fidem veteris inscriptionis Plinius aut Suetonius appellabatur*, 1505, Milano）、また 19 世紀の史料批判研究においてもしばしば *DVI* 原典の作者として挙げられてきた⁴⁶。ネボスの失われた *De viris illustribus* が全体として如何なる作品であったにせよ、現存する証拠がヘレニズムの文人伝よりも限りなく政治家・軍人の *vitae* に近い性質のものを示唆することは、先にも述べた通りである（参照）。彼の伝記集に含まれていた *viri illustres* のうち、その名の伝わる

crit. app. A 系統の二写本に見られる 'Plinii Veronensis Secundi historici' (α), 'Plinii libro' (ρ) は 16 世紀の付加であろうか？（註 44 参照）

⁴² Pichlmayr, *op. cit.* (1911), pp. iiif.; Braccesi, *op. cit.* (1973), p. 25 nn. 50-51; pp. 97ff.; Bessone, *op. cit.* (1976), p. 175 n. 21; Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1640-54; 1658f.

⁴³ Braccesi, *op. cit.* (1973); id., *op. cit.* (1981), pp. 126-8. B の説は、Bessone, *op. cit.* (1976), pp. 169-89 が若干の疑問点を呈しつつも、大枠において支持する。

⁴⁴ Schmidt, *op. cit.* (1978), col. 1648; Sage, *op. cit.* (1980), p. 87 n. 28, contra Braccesi, *op. cit.* (1973), pp. 101ff.

⁴⁵ Bessone, *op. cit.* (1976), pp. 185-189 は、Braccesi のプリニウス説にも概ね賛同するが、訳者は Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1648f.; Sage, *op. cit.* (1980), pp. 86-92 の提示する反証の方がより説得力があると考え。また EFA が *DVI* の直接の主史料であったとする Braccesi 説への反論としては、Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1639f.; Sage, *op. cit.* (1979), pp. 192-210; Fugmann, *op. cit.* (1990), p. 46.

⁴⁶ ネボス説を提唱したのは 19 世紀の Haupt, M., *De auctore de viris illustribus libri quaestiones historicae*, Diss. inaug. Würzburg, 1876、及び Rosenhauer, J., *Symbolae ad quaestionem de fontibus libri qui inscribitur de viris illustribus urbis Romae*, Diss. inaug. Kempten, 1882 であるが、残念ながら本稿のために参照することはできなかった；cf. Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1641ff. *DVI* の B 系統テキストについては IV 参照。

人物はいずれも *DVI* で扱われており (*DVI* 42 – Nep. *Hann.*; *DVI* 45 – Nep. *De vir. inl.* FF48-49 Marshall; *DVI* 47 – Nep. *Cat.*; *DVI* 58 – Nep. *De vir. inl.* FF50; 60 Marshall; *DVI* 64 – Nep. *De vir. inl.* F51 Marshall; *DVI* 74 – Nep. *De vir. inl.* F52 Marshall) また現存するネボスのテキストと *DVI* の記述の間にも目立った喰い違いは見られない⁴⁷。更に興味深いことに、マルケルスの死とその遺骨の行方に関する古代の諸説のうち (cf. Liv. 27.27.13: ‘Coelius triplicem gestae rei ordinem edit’ = Coelius Antipater F29 Peter) ネボスと *DVI* はリウィウス (= コエリウス?) には見られない同じ伝承を伝えている (Nep. *De vir. inl.* F49 Marshall = Plut. *Marc.* 30; *DVI* 45.8)⁴⁸。*DVI* と近似性を持つ他の文献については、アンペリウスの第 15 章 (‘Clarissimi reges et duces Atheniensium’) が、ほぼ間違いなく、ネボスの *De viris inlustribus* の一部と考えられている *De excellentibus ducibus exterarum gentium* を抜粋したものであることから、17 章乃至 29 章のローマ人を扱った部分も同じくネボスに負う、との指摘が為されている⁴⁹。従って、*DVI* とアンペリウス第 17 章以下が同じ情報源に基づくとすれば、その共通の原典がネボスである可能性は極めて高いと言えよう。だがその一方で、*DVI* と EFA に関してはどうだろうか。ネボスは EFA の制作より 20 年以上前に没しており (c. 24 BC) もし *DVI* の源流に EFA があるとするならば、ネボスは *DVI* 原典の作者とはなり得ないことになる。

DVI とアンペリウスの共通の原典として、更には EFA そのものの制作者として、近年より多くの注目を集めているのが、アウグストゥスの解放奴隷にしてパラティヌス図書館の長ユリウス・ヒュギヌスである⁵⁰。ヒュギヌスの *De viris inlustribus* はごく僅かな断片を残すのみであるが、ネボスの場合と同様、やはりそこに名の挙がる人物はすべて *DVI* にも登場する (P. Valerius Poplicola: Hygin. F2 Peter – *DVI* 15.2ff.: ‘Lucius’; C. Fabricius: Hygin. F3 Peter – *DVI* 35.6-8; Scipio Africanus: Hygin. F4 Peter – *DVI* 49) また *DVI* 15.1 の ‘L. Valerius’ が、実際は前 505

⁴⁷ Schmidt, *op. cit.* (1978), col. 1641 の指摘する *DVI* とネボスの記述間の相違は、*DVI* 編纂者、ゲリウス、ブルタルコスが各々に異なる情報の取捨を行った結果 (*DVI* 24.6 – Nep. *Chr.* F5 Peter = Gell. *NA* 17.21.23; *DVI* 74.8 – Nep. *De vir. inl.* F10 Peter = Plut. *Luc.* 43) 或いはネボスの原文の不注意な要約の結果 (*DVI* 47.1 – Nep. *Cat.* 1.4) と考えることでもすべて説明が付き、必ずしもネボス説を否定する根拠とはならないであろう。

⁴⁸ ネボスを引用するブルタルコス自身は、ネボス及びヴァレリウス・マクシムスの伝える伝承と、他方ではリウィウスとアウグストゥス (= EFA?) による伝承を対比させている (Plut. *Marc.* 30)。だがそのうちヴァレリウスとリウィウスについては、恐らくブルタルコスは誤引用していると思われることから (cf. Liv. 27.28.1ff.; Val. Max. 1.6.9; 5.1. ext. 6) 彼の伝える「ネボスの説」についても、その引用の正確さに若干の疑問が残るのは否めない。

⁴⁹ ネボスをアンペリウスの史料とする説については Geiger, *op. cit.* (1985), pp. 90; 104; 106-108. 作者不詳で伝わり、現在ではネボスの作とするのが定説である *De excellentibus ducibus exterarum gentium* をヒュギヌスに帰する Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1641f.; id., *op. cit.* (2001), pp. 177ff. (cf. Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 59f.; id., *op. cit.* (2004), pp. 240f.) の説は、ヒュギヌス *De excellentibus ducibus* アンペリウス *DVI* を結び付けるための循環論法に過ぎないように思われる。

⁵⁰ ヒュギヌスの経歴及びその floruit については Suet. *Gr. et rhet.* 20; Hieronym. *Chron.* ad ann. 9 a. Chr. ヒュギヌスを *DVI* の史料とする 19 世紀の学説については Peter, *HRR* II, 1906, p. cvf.; Bendz, *op. cit.* (1939), p. 64 n. 18. より近年のヒュギヌス説の支持者としては Bendz, *ibid.*, pp. 64f.; Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1644-54; id., *op. cit.* (2001), pp. 180-184; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 52f.; 58ff.; 319ff.; id., *op. cit.* (1997), pp. 9; 210; id., *op. cit.* (2004), pp. 238ff. et passim.

年の執政官マルクス・ヴァレリウスであり、更にこの執政官がヒュギヌスの断片に現れる 'M. Valerius' (F2 Peter) 及びその EFA の現存する (CIL 12.1.189.5 = *Insc. It.* 13.3.60; 78 = *ILS* 50) 前 494 年の独裁官マニウス・ヴァレリウス・マクシムスと同一人物であるならば、これは *DVI*、ヒュギヌス、EFA を同時に結びつける共通項となるであろう⁵¹。だがヒュギヌスに関して、多少なりと文献学的証拠に基づいて言えるのはこの程度に過ぎない。そもそもヒュギヌスの書が SCHMIDT の想定するが如き純然たる「政治家伝」であったと断定するには、現存する断片の絶対量があまりに少ない⁵²。更に彼が EFA の制作者であり、且つ *DVI* 原典の作者であると直接示すような証拠に至っては、事実上皆無なのが実情である。

ここで改めて問い直したい。そもそも *DVI* の記述と EFA に直接的な繋がりはあるのだろうか。確かに、*DVI* と現存する EFA の間に明らかな情報の相違は認められない⁵³。だがその一方で、状況証拠から見て *DVI* の記述が EFA のそれと喰い違っていたであろうと推察できるケースは存在する。例えば *DVI* は、ローマ史上で「見事な戦利品 (spolia opima)」を奉獻した三人のうち一人コルネリウス・コッスがこの榮譽を受けたのは、彼が *magister equitum* であった年と明言する (25.1: 'magistrum equitum...Cossum')。だが、この事件に関するアウグストゥスの有名な目撃証言 (Liv. 4.20.5-11) を考慮に入れば、他ならぬ彼の意向を受けた EFA が 'A. Cornelius M. f. Cossus ... consul triumphans spolia opima gessit' (cf. Liv. 4.20.11) の如くに記していたであろうことは想像に難くない⁵⁴。加えて、我々に複雑な問題を突きつけるのはこのような *DVI* と EFA 間の相違の可能性だけではない。より深刻なのは、*DVI* と他の碑文との相似である。例

⁵¹ *DVI* 15.1: 'Lucius Valerius, Volesi filius, primo de Vehientibus (Veientibus *Pichl*), iterum de Sabinis, tertio de utrisque gentibus triumphavit.' Broughton, *MRR* I, p. 7 及び Schmidt, *op. cit.* (1978), col. 1644 は、*DVI* 15.1 が M. Valerius (cos. 505) の凱旋式を指すと考え、更に Schmidt はこのヴァレリウスを M'. Valerius Maximus (dict. 494) と同一視する。だがこれらの Valerii の関係については必ずしも説は定まらない; cf. Broughton, *MRR* I, p. 14 n. 1; Fugmann, *op. cit.* (1997), pp. 94f. n. 38.

⁵² Schmidt, *op. cit.* (2001), pp. 176; 181. この証拠の欠如は、ヒュギヌス説を支持する Bendz, *op. cit.* (1939), p. 64 も認めるところである。

⁵³ Bessone, *op. cit.* (1976), pp. 170ff.; Sage, *op. cit.* (1979), pp. 195ff. の挙げる *DVI* - EFA の間の相違はすべて、「歴史的史料」との融合、もしくは *DVI* 原典の要約過程での情報の省略の結果とも考えられ、情報そのものの喰い違いとは言い難い。

⁵⁴ 共和政期のすべての歴史家は、コッスが spolia opima を奉獻したのは彼が *tribunus militum* であった前 437 年のこととしていたようである (Liv. 4.20.5: 'omnes ante me auctores secutus'; cf. Liv. 4.19.1; 4.32.4; Dion. Hal. *AR* 12.5.1: 'χιλίαρχος'; Broughton, *MRR*, ad loc.)。これに対し、この事件を彼が *magister equitum* であった前 426 年に帰する *DVI* の伝承は、帝政期の文献のみに見られるものである (Val. Max. 3.2.4; Frontin. *Str.* 2.8.9)。コッスは *magister equitum* であった同年の *tribunus militum cum consulari potestate* でもあったことから (cf. Broughton, *MRR*, ad loc.)、spolia opima の榮譽をこの年に帰する帝政期の伝承は、単に tr. mil. と tr. mil. c. p. の混同から生じたものかもしれない。だが訳者の見解では、むしろこの伝承 (mag. eq - tr. mil. c. p.) は、共和政期の本来の伝承 (= tr. mil.) とアウグストゥスの証言 (= cos.) に何らかの折り合いをつけるために意図的に案出されたものように思われる (cf. Serv. *ad Aen.* 6.841: 'Cossus tribunus militaris consulari potestate fuit. hic ... secunda post Romulum opima spolia revocavit.'). だが一体誰がこの案出を行ったのであろうか? 'magister equitum' 説が生まれた terminus ante quem はティベリウスの治世後期 (i.e. ヴァレリウス・マクシムス) であるが、訳者の推論が正しければ、その terminus post quem はアウグストゥスの 'consul' 説の背景とされるリキニウス・クラッス (cos. 30) の対バスタルナエ戦凱旋の前 28 年になるだろう (contra Fugmann, *op. cit.* (2004), pp. 77f.). 即ち、ネボスであれヒュギヌスであれ、或いはウァロ (+27 BC) であっても、このような折衷案の出処であり得ると言える。

えばポンペイウスの業績を列挙する *DVI* の記述と、彼が生前に自身の *res gestae* を記させた諸碑銘の原本を逐語的に引用した文献を比較すると、そこには情報と形式の両方に驚くほどの近似性が認められる⁵⁵。ここに至って我々は、史料批判に内在する問題のひとつに直面する。上記の例が示すのは、*DVI* と *EFA* の相似は前者またはその原典が後者を史料としている、或いは同一作者に由来する、ということ必ずしも意味せず、単に別個の経路を通じて同じ情報源に遡るため、との解釈でも説明がつくということである。

様々な証拠の符合から、一方では帝政初期のネ波斯、ヒュギヌス、*EFA* と、他方では末期の *DVI* やアンペリウスとの間に、何らかの経路を通じて情報が共有されているのは間違いあるまい。だがこれらの諸文献の具体的な *Quellenverhältnis* となると、これを実証する手立てはない (cf. Peter, H., *HRR II*, p. cvi: 'ultra probabilitatem')。 *DVI* やアンペリウスに見られる *virii illustres* の選択、そしてこれらが個々の *vir* に帰する *res gestae* や *mores* の多くは、既に共和政末期の段階でトポスと化しつつあった。ゆえに人選や語句の相似のみを根拠に、これらを特定の史料に帰するのは困難であり、過去の諸議論は堂々巡りを繰り返しているに過ぎない。史料批判にありがちなもうひとつの問題として、このような情報の伝播経路を辿ろうとする試みは、しばしば現存する証拠の多寡に関わらず、ネ波斯、ヒュギヌス、大プリニウスといった既知の作家、或いはその作品に半ば強引に結びつけようとする傾向がある。だが、僅かな状況証拠の符合のみを根拠に *DVI* の原典をこれらの作者に帰そうとする諸説には、少々無理があると言わざるを得ない。 *DVI* の最終的な要約者はもちろんのこと、その原典の作者でさえ、全く名の知られていない人物である可能性も等しく残されているのである。結局のところ我々に言えるのは、これらの諸文献に見られる共通の伝承の多くが、最終的には共和政末期から帝政初期に属する近似の情報源に遡る、ということであろう。

それでは、この最終的な情報源とは何だったのだろうか。そのうちの若干については、もう少し

⁵⁵ *DVI* 77.5-7: 'Mox piratas intra quadragessimam diem subegit. Tigranem ad deditionem, Mithridatem ad venenum compulit. Deinde mira felicitate nunc in septemtrionem Albanos, Colchos, Heniochos, Caspios, Iberos, nunc in orientem Parthos, Arabas atque Iudaeos cum magno sui terrore penetrauit. Primus in Hyrcanum, Rubrum et Arabicum mare usque pervenit.'; Plin. *NH*. 7.98 (ポンペイウスが前61年にミネルヴァに奉献した際の銘文): 'Cum oram maritimam praedonibus liberasset et imperium maris populo Romano restituisset ex Asia Ponto Armenia Paphlagonia Cappadocia Cilicia Syria Scythia Iudaeis Albanis Hiberia insula Creta Basternis et super haec de rege Mithridate atque Tigrae triumphavit.'; Diod. 40.4 (ポンペイウスがエペソスのアルテミス神(?)に奉献した際の銘文): 'Πομπήιος Γναίου υἱὸς Μέγας αὐτοκράτωρ τὴν παράλιον τῆς οἰκουμένης καὶ πάσας τὰς ἐντὸς Ὠκεανοῦ νήσους ἐλευθερώσας τοῦ πειρατικοῦ πολέμου, ὃ ἑρυσάμενός ποτε πολιορκουμένην τὴν Ἀριβοραζάνου βασιλείαν, Γαλατίαν τε καὶ τὰς ὑπερκειμένας χώρας καὶ ἐπαρχίας, Ἀσίαν, Βιθυνίαν, ὑπερασπίσας δὲ Παφλαγονίαν τε καὶ τὸν Πόντον, Ἀρμενίαν τε καὶ Ἀχάϊαν, ἔτι δὲ Ἰβηρίαν, Κολχίδα, Μεσοποταμίαν, Σωφηνίην, Γορδυηνίην, ὑποτάξας δὲ βασιλέα Μήδων Δαρειὸν, βασιλέα Ἀρτώλην Ἰβήρων, βασιλέα Ἀριστόβουλον Ἰουδαίων, βασιλέα Ἀρέταν Ναβαταίων Ἀραβίαν, καὶ τὴν κατὰ Κιλικίαν Συρίαν, Ἰουδαίαν, Ἀραβίαν, Κυρηναϊκὴν ἐπαρχίαν, Ἀχαιοὺς, Ἰοζυγοὺς, Σοανούς, Ἠνιόχους καὶ τὰ λοιπὰ φῦλα τὰ μεταξὺ Κολχίδος καὶ Μαιώτιδος λίμνης τὴν παράλιον διακατέχοντα καὶ τοὺς τούτων βασιλεῖς ἑννέα τὸν ἀριθμὸν καὶ πάντα τὰ ἔθνη τὰ ἐντὸς τῆς Ποντικῆς καὶ τῆς Ἐρυθρᾶς θαλάσσης κατοικοῦντα...'; cf. Vogel-Weidemann, U., 'The Dedicatory Inscription of Pompeius Magnus in Diodorus 40.4, Some Remarks on an Unpublished Manuscript by Hans Schaefer', *Acta Classica* 28 (1985), pp. 57-64.

し確かな証拠に基づいた推論が可能である。*DVI* 原典の作者は、それがネポスであれヒュギヌスであれ、多くの場合、先に挙げたポンペイウスの碑銘のような EFA の元ともなった碑銘の原本 (cf. Suet. *DA* 31. 5: 'opera cuiusque manentibus titulis restituit.') を直接目にすることができたはずである。だが、もしこのような tituli を集めたある種の「碑文集」が EFA 以前に既にあったならば、より好都合だったのではあるまいか。事実、そのような文献は存在していた。ウァロの肖像画集 *Imagines* または *Hebdomades* (Gell. *NA* 3.10.1; Plin. *NH* 35.11; Auson. *Mos.* 305-7; Symm. *Ep.* 1.2.2; 1.4.1-2; Ioann. Lyd. *De mag.* 1.12) は、哲人や建築家等のギリシアの文人 (Auson. *Mos.* 305-7; Symm. *Ep.* 1.4.2) だけでなく、ローマ史上の viri clari も扱っていたことが知られている (Symm. *Ep.* 1.4.2; Ioann. Lyd. *De mag.* 1.12)。この一種の挿絵入りカタログは広く人気を博した作品であり (Plin. *NH* 35.11: 'verum etiam in omnes terras misit.')、帝政末期に至るまで入手可能であった。EFA、*DVI*、そしてアンペリウスの碑銘調の文体は、この *Imagines* の総数 700 の肖像すべてに付されていた tituli 及び epigrammata を想起させるものである。これらの tituli の多くがデスマスクに刻まれた碑銘と同じ形式を取っており、またしばしば碑銘そのものから採取されたであろうことは、その 'imagines' という作品名からも容易に想像がつく。実際のところ、*Imagines* に含まれていた viri clari のうち、シュンマクスの引用 (Symm. *Ep.* 1.4.2) によってその名が知られる人物は、すべて *DVI* とアンペリウスにおいても扱われており (*DVI* 14; 32; 33; 43; 47; 49; 53; 58; (80); Amp. 18.6; 18.8; 18.11; 19.8-9; 20.2; 20.7; 22.3; 23.1; 24.1) またその epigramma も両者の記述と一致している (Symm. *ibid.*: 'pauperem Curium, sed divitibus imperantem ... severos Catones ... gentem Fabiam, decora Scipionum')。更に、上記の諸作家及び *DVI*、EFA のテキストからは、その共通の情報源としてウァロの古史研究を示唆する様々な文献学的証拠が浮かび上がるのである。

その一例として、第三次ポエニ戦争初年の前 149 年にスキピオ・アエミリアヌスがアフリカで受けた攻囲冠 (corona obsidionalis) の逸話が挙げられよう。これは古典文献中で EFA、ウェレイウス、そして *DVI* のみに見られるものであるが (Plin. *NH* 22.13; Vell. 1.12.4; *DVI* 58.4) スキピオの EFA を引用する大プリニウスは、その最終的な出典がウァロであることを明言している⁵⁶。但しこの時のスキピオの res gestae それ自体は、ポリュビオスの贅辞的記述 (Plb. 36.8.2-6) に由来する広く知られたものであり (Diod. 32.7f.; Liv. *Per.* 49; App. *Lib.* 98-104; cf. Cass. Dio, 21.F70; Zonar. 9.27) それゆえ corona obsidionalis の逸話の起源もウァロに限定することはできないかもしれない。だが、例はこれに留まらない。EFA、*DVI*、アンペリウスに共通する伝承のうち、特に初期ローマに関する非リウィウス系の情報は、しばしばウァロが起源もしくは媒体であった証拠が残る。ロムルスが史上最初の spolia opima を奪ったカエニナ王の名をリウィウス

⁵⁶ Plin. *NH* 22.13: 'Aemilianum quoque Scipionem Varro auctor est donatum obsidionali in Africa Manilio consule, III cohortibus servatis totidemque ad servandas eas eductis, quod et statucae eius in foro suo divus Augustus <in>scripsit.'; cf. *DVI* 58.4: 'Tribunus in Africa sub Tito Mallio (Manilio Pichl.) imperatore octo cohortes obsidione vallatas consilio et virtute servavit, a quibus corona obsidionali aurea donatus.'; Sage, *op. cit.* (1979), p. 203.

は伝えないが、EFA、DVI、アンペリウス及び一部の帝政期の文献は、一致してこれが「アクロ」であったと証言する（*CIL* 12.1.193.4 = *Insc. It.* 13.3.86 = *ILS* 64; *Val. Max.* 3.2.3; *Plut. Rom.* 16.2-4; 16.7; *Flor.* 1.1.11; *Amp.* 21.1: 'Agrone'; *DVI* 2.3; *Fest.* 189 Lindsay）。そしてブルタルコスとポンペイウス・フェストウスの記述から、我々はその典拠がウァロであることを悟るのである⁵⁷。またヌマ王の祭儀書を発見した人物の名を「テレンティウス」とする *DVI* の記述（3.2）も、同じく非リウィウス系の伝承に属する⁵⁸。この異伝は既に前二世紀半ばのカッシウス・ヘミナに見られるものであるが（F37 Peter = *Plin. NH.* 13.84: 'Cn. Terentius'）それを帝政期まで媒介したのは、他ならぬ「テレンティウス」ウァロの *De cultu deorum* だったようである（*Augustin. CD* 7.34）⁵⁹。

ウァロの多岐に渡る *antiquitates* 研究の中心を成したのが、これらの初期ローマに関する詳細であったことは言うまでもない。もちろん、上記のみの証拠に基づいて、EFA や *DVI*、そしてアンペリウスの共有する情報のすべてをウァロ個人に帰そうと言うのではない。先述のように、既にウァロの時代には *virii illustres* のトポス化或いは *exempla* 化は始まっており、類似の情報が複数の媒体を通じて伝播するのは稀なことではなかった。また、これらの文献に共通する *tituli* や *epigrammata* がすべて彼の *Imagines* に由来すると考えるのも危険であろう。ウァロ以外にも、この時代にはアッティクスによる同様の *imagines* と *tituli* の全集が知られていたのである（*Nep. Att.* 18.5-6; *Plin. NH.* 35.11）。だが、これらの「人文学者」たちが過去の *virii illustres* に関して集めた *tituli* や *exempla* が、ネ波斯やヒュギヌスの作品のモデルとなり、また少なくとも情報源のひとつとなったことに疑問の余地はあるまい。それを明確に示す証拠は、上掲のウァレリウス氏の *origo* に関する記述の典拠として、ヒュギヌス自身がウァロの名を挙げている事実である⁶⁰。恐らくは EFA の制作者も、それが誰であるにせよ、公式記録や現存する碑銘の原本だけでなく、このような「碑文集」も利用したのではなかろうか⁶¹。そしてこれらの古史研究の成果は、それ

⁵⁷ *Plut. Rom.* 16.4-6: 'καὶ τῶν ὀπλῶν τοῦ Ἄκρωνος ἕκαστον ἐν τάξει περιήρμοσε καὶ κατήρτησεν ... ὀπίμια δὲ τὰ σκῦλα, φησὶ Βάρρων, καθότι καὶ τὴν περιουσίαν ὄπερ λέγουσι.'; *Fest.* 189 Lindsay: 'una, quae Romulus de Acrone... M. Varro ait opima spolia esse...'

⁵⁸ リウィウスはこの人物の名を 'L. Petilius' としている（40.29.1）。リウィウスの伝承は、恐らくカルプルニウス・ピソ・フルギ（*cos.* 133）に由来するものと思われるが（F11 Peter = *Plin. NH.* 13.84）伝播経路は直接とも、或いはウァレリウス・アンティアス（cf. F7 Peter = *Plut. Num.* 22; F8 Peter = *Plin. NH.* 13.87; F9 Peter = *Liv. ibid.*）やクラウディウス・クアドリガリウス（*Fugmann, op. cit.* (1990), p. 174）を介したとも考えられよう。

⁵⁹ *Augustin. CD* 7.34: 'Nam, sicut apud eundem Varronem legitur in libro de cultu deorum, "Terentius quidam cum haberet ad Ianiculum fundum et bubulcus eius iuxta sepulcrum Numae Pompilii traiciens aratrum eruisset ex terra libros eius, ubi sacrorum institutorum scriptae erant causae..."'

⁶⁰ *Hygin. De vita reb. inl. vir.* F2 Perer = *Ascon. Pis.* p. 12 KS: 'Varronem autem tradere ... Iulius Hyginus dicit in libro priore de viris claris.' ネ波斯に対する友人アッティクス及びウァロの影響の可能性については *Geiger, op. cit.* (1985), pp. 81ff.; 98ff. *passim*. ヒュギヌスがウァロを史料とした可能性については *Fugmann, op. cit.* (1990), p. 319; cf. *Sage, op. cit.* (1979), p. 203; *ibid.* n. 73.

⁶¹ 今日に伝わるアイネイアス（*CIL* 12.1.193.1 = *Insc. It.* 13.3.86 = *ILS* 63）やロムルス（*CIL* 12.1.193.4 = *Insc. It.* 13.3.86 = *ILS* 64）の *elogia* は、一体如何なる種類の「原本」に基づいていたのであろうか。ウァロやアッティクスに代表される所謂 '*antiquarian*' が既存の伝承から創作した、と考えるのが最も自然であろう。*DVI* やアンペリウスに見られる初期ローマの半伝説的人物の *tituli* 的記述も、恐らくはこれらの創作碑文に遡るの

を媒介したのがネポスであれヒュギヌスであれ、或いは無名の一作家であれ、リウィウスの伝承とは独立して帝政期に伝わり、その最後の時代に至って、*DVI* やアンペリウスの *Liber memorialis* といった著作の源流となっていたのであろう。

史料批判の持つ様々な限界を踏まえた上で、ここまでの考察から *DVI* の成立過程について推論し得る点をまとめたい。個々の *vir illustris* に関する *DVI* の記述の核となる *origines, honores, res gestae, cognomina* (また場合によっては *mores*) といった碑銘の情報は、最終的には共和政末期から帝政初期にかけてウァロやアッティクスのような人々が公式記録 (*annales maximi, fasti triumphales* 等) 家伝 (*elogia, imagines, laudationes funebres* 等) 編年史、業績録等から蒐集した伝承に負うものであろう。これらは *DVI* の「伝記的史料」とされるものであるが、寧ろ訳者は、誤解を招く危険を承知の上で、敢えて「考古学的史料」と呼びたい。以下に挙げるのは、ユニウス・ブルトゥス、デキウス・ムス、フルウィウス、ハンニバル、そして大ポンペイウスの死に際して *DVI* の添える結語であるが、これらは *elogia* や *laudationes* が文学作品としての *DVI* に取り込まれた過程を直接に示しているかのようにも思われる。

Cuius corpus in foro positum a collega laudatum (10.7).

Corpus a collega laudatum magnifice sepultum est (27.5).

Quam victoriam per se magnificam (M. *om. op Pichl.*) Ennius amicus eius insigni laude celebravit (52.3).

Positus apud Libyssam in arca lapidea, in qua hodieque inscriptum est: Hannibal hic situs est (42.6).

Inustus humatusque est inscribente sepulcro: Hic positus est Magnus (77.9).

以上の「史料」に加えて、*DVI* は様々な文学伝承の影響も受けている。そのうち、歴史叙述的性格の特に顕著な共和政初期から中期にかけての記述は、リウィウス以前の *annales* の伝統に多くを負っていると考えて良からう(11 参照)。これはさほど驚くには当たらない。初期ローマの半伝説的な時代や共和政初期の詳細については、エンニウスの叙事詩や *Iudi scaenici* における舞台劇のような媒体を別にすれば、*annales* がほぼ唯一の文学伝承だったからである。同じ事はピュロスやハンニバル等の非ローマ人についても言えるだろう。またコリオラヌス(19)やカピトリヌス(24)といった共和政初期の「反英雄」に関する伝記的記述も、同様の情報源に由来するのかもしれない。これら *annales* 起源の伝承の中には、二次媒体を通じて伝わったものもあると考えられる。この点においても、ウァロらの古史研究は少なからぬ貢献をしたのではなかろうか⁶²。

ではなかろうか。EFA の制作者がウァロ及びアッティクスの肖像画集を史料として利用した可能性は、Fugmann, *op. cit.* (1990), p. 58 も指摘する。

⁶² リウィウスの史書が情報の媒体の役割を果たしたか否かは、*DVI* 原典の編纂時期にもよるが、Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 318ff.; *id.*, *op. cit.* (1997), pp. 208f.; *id.*, *op. cit.* (2004), p. 241 et passim はその可能性に否定

これらが一般に「歴史的史料」と考えられているものであるが、加えて、特に逸話の増えるポエニ戦争以降の記述については、共和政後期の「伝記的」「自伝的」文学（*res gestae, historiae, commentarii* 等）の影響も認められる⁶³。これには賛辞（ἐγκώμιον – *laudatio*）的性格の強い業績録だけでなく、弾劾（ψόγος – *vituperatio*）に属するものも含まれるだろう。キンナ（69）やフィンブリア（70）、サトゥルニヌス（73）等のローマ史上の「悪役」に関する記述は、ほぼ全体が同時代の *vituperationes* に由来すると思われるためである。これらの「伝記的」作品の影響は、後期編年史家の史書やアセリオ、シセンナ、サルスティウス、ポリオ等による同時代史（*res gestae, historiae*）を媒介した間接的なものである可能性も考えられる。だが少なくとも帝政中期以前であれば、これらを一次的に使用することもできたはずである。更に訳者は、*DVI* 原典の作者がティマイオスやポリュピオス、ポセイドニオスの著作のようなギリシア語史書を直接利用した可能性も挙げておきたい⁶⁴。殊にその作者がネポスや、一説にはアレクサンドリア人とも言われるヒュギヌス（cf. *Suet. Gr. et rhet.* 20）のようなヘレニズム的 *literati* であったなら、これは尚更考えられることだろう。

以上の様々な系統の歴史的・伝記的伝承を融合し、現在見られる「列伝体」の形にまとめたのは、*DVI* の最終的な編纂者なのだろうか。或いはそのような融合は原典の作者が既に行っており、*DVI* はあくまでもその要約に過ぎないのだろうか。上掲のハンニバルの墓碑銘に対する ‘*hodieque inscriptum est*’ という注記は、誰の視点を反映しているのだろうか。恐らく帝政初期に

のである。

⁶³ 例えばスカウルスやスラに関する *DVI* の記述の一部は、明らかに最終的には彼らの自叙伝に遡るものである：*DVI* 72.1f.: ‘*Marcus Aemilius Scaurus nobilis, pauper; nam pater eius quamvis patricius ob paupertatem carbonarium negotium exercuit. Ipse primo dubitavit, honores petere an argentariam facere; sed eloquentiae consultus, ex ea gloriam peperit.*’; Scaurus F1 Peter = Val. Max. 4.4.11: ‘*M. autem Scaurus quantum a patre hereditatem acceperit, in primo libro eorum, quos de vita sua tres scripsit, refert. ait enim sibi sex sola mancipia totumque censum quinque atque triginta millium nummum relictum. in hac ille pecunia futurus senatus princeps nutritus est spiritus.*’; *DVI* 75.1: ‘*Cornelius Sulla, in fortuna Felix dictus, cum parvulus a nutrice ferretur, mulier obviam: “Salve,” inquit, “puer tibi et reipublicae tuae felix;” et statim quaesita, quae hoc dixisset, non potuit inveniri.*’; Sulla FF8; 16; 18; 21 Peter; cf. F15 Peter. もっともスカウルスの書は、既にキケロの時代には読まれなくなっていたと言われるが・・・（*Cic. Brut.* 112: ‘*quos nemo legit.*’）。これと対照的にスラの自叙伝が同時代及び後代の伝承に与えた多大な影響については Behr, *op. cit.* (1993), pp. 16ff.; Christ, K., *Sulla. Eine römische Karriere*, München, 2002, pp. 156ff.; Suerbaum, W., ‘*L. Cornelius Sulla*’, id., ed., *Die archaische Literatur*, München, 2002, pp. 455f., Lit. 2b. マリウスに関する *DVI* の記述は、Sage, *op. cit.* (1979), pp. 205f.も指摘するように、tituli 的な情報に加えて彼に敵対的な伝承も含んでおり、管見では、その多くがスラの自叙伝に起源を持つと考えられる。例えば前 88 年のスルピキウス法案に基づくミトリダテス戦争の指揮権移譲に関して、*DVI* はその「不法性」を強調するが（67.4: ‘*provinciam Sullae eriperet*’; cf. Sage, *op. cit.* (1978), p. 237）。これはスラ自身の主張を反映するものであろう（cf. *Diod.* 37.29.2: ‘*παράνομως*’; *Liv. Per.* 75; *Plut. Sull.* 8; *App. BC* 1.55f.）。また訳者は以前、*DVI* とビザンツ時代のディオドロス抜粋のみに見られるマリウスの「自殺説」（*DVI* 67.6: ‘*voluntaria morte decessit.*’; *Diod.* 37.29 = *Const. De virt.* 1, p. 322: ‘*μετέστησεν ἑαυτὸν ἐν τοῦ ζῆν ἐκουσίως*’）は、スラの独裁時代に創り出された異伝ではないかと指摘した（「*Quellenkritik* の問題 ポセイドニオスの場合」、日本西洋史学会第 51 回大会、2001 年）。

⁶⁴ 上述のように、*DVI* は現在ではディオドロス、ディオニュシオス、ブルタルコスといったギリシア人作家の著作だけにしか残らない伝承も含む。この *DVI* とギリシア語文献との情報の共有に注意を促すのは、Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 63-65 が恐らく唯一であるが、F. はこれらの作家とリウィウスの伝える伝承との関係を問題にするに留まる。

属すると考えられる原典の作者なのか、それとも帝政末期の編纂者なのだろうか。これは明確な答えを出そうしても、結局は史料批判に典型的な循環論法に終始してしまう問題である。だが訳者自身は、既に *DVI* 原典の作者が、これら別系統の「史料」を *tituli* や個別の *exempla* の形で取り込んでいたのではないかと、との印象を抱いている⁶⁵。特に、この原典がネボスやヒュギヌスの *De viris inlustribus* のような文学作品であったとすれば、*tituli* のような碑銘の情報と *exempla* 等の文学的情報の融合はこの段階で行われていたと考えるのが自然であろう。*DVI* の個々の章に見られる「歴史叙述的性格」は、部分的にはその過程で生まれたものかもしれない。*DVI* 原典が *annales* に由来する伝承を取り込む過程で、これらの歴史書の本来もつ編年史的構成に影響されるのは必然だったと考えられるためである。*DVI* の平明な文体も、*elogia* やヘレニズム的 *βίοι – vitae* の元来の特徴であった簡素で非技巧的なそれを受け継いだに過ぎず、*DVI* の対象とした帝政末期の一般読者に特に向けられたものではないのかもしれない。

その一方で、以上の論旨に従って、*DVI* 原典が帝政初期に属する *vitae* であったとするならば、現在見る形での *DVI* は単にその内容を要約した *breviarium* に過ぎないのであろうか。この点については、たとえ *DVI* 原典が文人ではなく政治家を中心とした伝記集であったとしても、大きな疑問符が付く。第一に、*DVI* は個々の人物に関する *curiosi* をほぼ完全に排し、その政治的・軍事的業績のみに焦点を絞っている点で、ネボスやヒュギヌスらの属する時代のヘレニズム的 *βίοι – vitae* とは性格を異にしている（1 参照）。これは無論、原典要約の過程で情報の取捨選択が行われた結果であろうが、その事實は、帝政末期の *DVI* 編纂者の選択基準が恣意的なものではなく、何らかの企図に基づくものであったことを示唆する。第二に、*DVI* は全体としての「歴史的連続性」を有する作品であり、この点でも単なる伝記集とは言えない。管見では、これも恐らくは *DVI* 編纂者が、*βίοι – vitae* に典型的な *κατὰ γένος* の構成を取っていた原典を、*κατὰ χρόνον* のそれに再編集した結果ではないかと考えられる。この印象は、*DVI* と同一もしくは近似の史料を元にしていると思われるアンペリウスが、*viri illustres* を通時的に配列する *DVI* とは対照的に、*γένη* で分類している事実（‘*Clarissimi duces Romanorum*’, ‘*Romani qui in toga fuerunt illustres*’, ‘*Qui pro salute se optulerunt*’ etc.）からも更に強まるであろう⁶⁶。つまり以上の *DVI* の特徴からは、文学ジャンルとしての *βίοι – vitae* と、*gesta domi militiaeque* を軸とする古典的歴史叙述とを意識的に融合させようとする試みが認められ、その意味で *DVI* はその構成と内容に

⁶⁵ *DVI* に見られる *exempla* 文学（ネボス？ヒュギヌス？）の影響については Bendz, *op. cit.* (1939), pp. 55-66; Schmidt, *op. cit.* (1978), col. 1647; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 38f.; 52f.; 60ff.

⁶⁶ Schmidt, *op. cit.* (1978), col. 1653: ‘...die der Bearbeiter auf etwa ein Viertel gekürzt und zu einem historischen Kontinuum verschmolzen hat.’; id., *op. cit.* (2001), p. 184; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 60; 317f.; id., *op. cit.* (1997), p. 209; id., *op. cit.* (2004), p. 238. 例えば *DVI* 第 4 章（トゥルス・ホステリウス）の不自然な構成は、明らかにこの再編集の痕跡を示すものであろう。同章の構成は、恐らく原典では各々別の *γένη* に分類されていた三組の人物 トゥルス・ホステリウス（= ‘*Reges Romanorum*’）、ホラティウス兄弟（= ‘*Qui pro salute se optulerunt*’）、メティウス・フフェティウス（= ‘*Populus Romanus cum quibus gentibus bella conseruit?*’）の *vitae* を、*DVI* 編纂の段階でトゥルス・ホステリウスの *vita* にまとめた結果、より正確に言えば彼の治世中の *historia* として再編集した結果と考えられる。

において「列伝体歴史叙述」とも呼び得る性格を持つものである⁶⁷。訳者は、この *DVI* の性格の大部分は、本質的にヘレニズム伝記集の伝統を引く原典を、帝政末期の編纂者が自身の時代の一般的な歴史文学の形式に適合させ、歴史的連続性を加えた結果ではないかと考えている。もしこの推論が正しければ、その編纂者には明確な目的意識とある程度の独創性があったことを意味する。言い換えるなら、*DVI* は単なる「要約」ではなく、それ自体がひとつの作品であると言えよう。その場合我々は、フロルスやウィクトルを単なる要約者ではなく独自性を持った作家と見なすのと同様に、*DVI* の無名の編纂者にも「作者」の名を与えるべきであろう。

DVI の原典は、共和政末期から帝政初期にかけてローマで発展した人文学的古史研究と伝記文学をその出発点としたものであった。それはまた、リウィウスとは別系統で過去の *viri illustres* を *exempla* として帝政期に伝える役割を果たしたかもしれない。その一方で現在の *DVI* に見られる列伝体歴史叙述としての性格は、伝記文学が未だヘレニズム的 *βίαι - vitae* の延長線上にあったこの時代よりも、ウィクトルや『ヒストリア・アウグスタ』といった *Kaisergeschichte* や *breviaria* に代表される帝政後期の歴史文学の潮流をより強く反映しているように思える。その潮流のひとつは歴史叙述の梗概化であり、もうひとつはブルタルコスやスエトニウスの時代以降特に顕著となる歴史叙述の伝記化・列伝化である（参照）。これらの様々な潮流が、帝政末期、恐らくはユリアヌス時代前後の古典回帰を背景に合流して誕生したのが、伝記でも歴史でもない ‘eine Sondergattung der Biographie’ に属する *DVI* という作品だったのだろう。その意味で本書は、帝政末期のローマ人が描いたパラダイム化された共和政ローマ史像を今日に伝える貴重な史料　モミリアノの言葉を借りるならば (a) booklet in which the Roman Republic was nothing less than a gallery of great men’　であると同時に、訳者の見解では、現存する唯一の列伝体による共和政ローマ史の書である⁶⁸。

IV. 写本伝承

DVI の性格や問題点を正しく把握するためには、作品そのものの成立過程に加え、その特異な写本伝承の歴史を概観することも必要であろう。というのも本書は、全く性質を異にする二系統に大別される写本群を通じて今日に伝わってきたためである。これら二系統のうち的一方は A 系統と呼ばれるもので、そのテキストは、各々ドイツ起源 (*p* 写本)、イタリア起源 (*o* 写本) の 15 世紀の二写本のみで残る。これは、神話時代からコンスタンティウスの治世までを描いたローマ史三部作 (*historia tripartita*) として、作者不詳の *DVI*、同じく作者不詳の通称 *Origo gentis Romanae*、そしてアウレリウス・ウィクトルの *Historiae abbreviatae* をひとつにまとめた所謂

⁶⁷ Sage, *op. cit.* (1980), p. 84 は、*DVI* を ‘a mixture of biography and history subordinated to a biographical framework’ と評するが、訳者の見解では、a mixture of biography and history subordinated to a historical/historiographical framework とする方が適切であるように思える。

⁶⁸ Momigliano, A., ‘Some Observations on the *Origo gentis Romanae*’, *JRS* 48 (1958), p. 63; cf. Sage, *op. cit.* (1979), pp. 206ff.; *id.*, *op. cit.* (1980), pp. 99f.

Corpus Aurelianum の第二部としてテキストが伝わるものである。各々作者の異なる三作品が *Corpus Aurelianum* に再編纂されたのは、4 世紀後半、より具体的には古典文学の復興を見たユリアヌスの治世に近い時代である、というのがモミリアーノ以来の通説となっている⁶⁹。これが正しければ、*Corpus Aurelianum* は、それを構成する三作品の成立からさほど間を置かず編纂されたことになるだろう。

Corpus Aurelianum 所収の A 系統テキストが初めて世に出たのは、イエズス会修道士 Andreas SCHOTT が、オランダの人文学者 Theodor POELMAN の所有する 15 世紀後半の *Corpus Aurelianum* 写本 Codex Bruxellensis (ブリュッセル本またはブルマン本 = p) 及び現在は消失した Codex Metelli (マタル本またはケルン本 = m 写本) に基づいて DVI 単独の校訂本を刊行した 1577 年のことであった。その二年後の 1579 年に SCHOTT は、p 写本から *Corpus Aurelianum* 全体の最初の校訂本 (editio princeps) を発表し、これに *Historiae Romanae breviarium* の表題を与えた。そしてこの時に彼が「三部史」及び別写本に伝わる作者不詳の *De vita et moribus imperatorum Romanorum* (通称 *Epitome de Caesaribus*) をすべて「アウレリウス・ウィクトル」に帰して以来、これら四作品はしばしば同史家の名の下に刊行されてきた⁷⁰。ここから DVI は、「偽ウィクトル」の作者名で引用されることも多い。だが DVI は本来ウィクトルとは何の関係もなく、また *Corpus Aurelianum* の編纂者自身もその作者をウィクトルとは考えていなかった事実を考慮すると(II 参照) この慣習はやや不適當であるようにも思われる。その後 1880 年代に 15 世紀半ばの *Corpus Aurelianum* 新写本 Codex Oxoniensis (オックスフォード本 = o) が発見されたことから、1911 年に Franz PICHLMAYR が o, p 両写本に基づいて *Sexti Aurelii Victoris Liber de Caesaribus: praecedunt origo gentis Romanae et liber de viris illustribus urbis Romae, subsequitur epitome de Caesaribus* を刊行し、Teubner 叢書所収のこの版が、1960 年代の GRÜNDEL による改定増補を経て現在もなお標準的な「アウレリウス・ウィクトル」の校訂本となっている。

Origo gentis Romanae とウィクトルの *Historiae abbreviatae* が *Corpus Aurelianum* の一部としての形だけで伝わるのとは対照的に、DVI には 14 世紀初頭以来イタリアで独自の写本伝承が存在した。これが B 系統と呼ばれる写本群であり、その最も古い Vaticanus 1917 (= V 写本) は、*Corpus Aurelianum* の二写本より一世紀以上前の 1328 年に遡る⁷¹。この B 系統テキストの

⁶⁹ *Corpus Aurelianum* の編纂時期については Momigliano, *op. cit.* (1958), pp. 57-63; Braccisi, *op. cit.* (1973), pp. 81ff.; Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 19ff. Momigliano, *ibid.*, p. 58 の見解によれば、*Corpus Aurelianum* の原題は 'Origo gentis Romanae' であったが、現在ではこの名称は三部史の第一部を成す作者不詳・原題不詳の小品のみに対して使うのが慣例化している。またウィクトルの *Historiae abbreviatae* はしばしば *De Caesaribus* の題名でも呼ばれるが、これは Pichlmayr, *op. cit.* (1911)以降の通称に過ぎない。

⁷⁰ Schott, A., *Sex. Aurelii Victoris historiae Romanae breviarium. A Iano et Saturno, urbeque condita, usque ad consulatum X Constantii Aug. et Iuliani Caes. III, numquam antehac editum. In quo quid contineatur sequens pag. indicat. Ex bibliotheca Andreae Schotti: cuius etiam notae adiectae sunt. De vita et moribus imperatorum Romanorum: Excerpta ex libris Sexti Aurelii Victoris, a Caesare Augusto usque ad Theodosium Imperatorem*, Antverpiae, 1579.

⁷¹ Sherwin, *op. cit.* (1973), p. xv; Schmidt, *op. cit.* (1978), col. 1658.

editio princeps (RIESSINGER, S., *De viris illustribus*, Roma, c. 1470) が世に出されたのも、SCHOTT による A 系統テキストの刊行に先立つこと一世紀以上前であった。B 系統に属する写本の総数は 70 ほどに及び、そのうちの 5 写本が C 類、残りが D 類へと分けられている。これら B 系統の写本数の多さからも、DVI が *Corpus Aurelianum* とは別個に、単独で中世期にラテン語教育のテキストとして使用されてきたことが伺われる。

A 系統に属する *Corpus Aurelianum* 所収の DVI テキスト (*o, p*) と、B 系統に属する DVI 写本群のテキストとの間に見られる構成上の最大の相違は、A 系統には第 1 章の前半部 (プロカ王) 及び第 16 章 (アウルス・ポストゥミウス) が欠落している点、他方で B 系統には A 系統に存在する 78 章乃至 86 章が欠落している点である。それでは、二系統に見られるこれらの相違のいずれが原本 (archetypus) をより正しく反映しているのであろうか。まず A 系統に見られる第 1 章前半部の欠如に関しては、*Corpus Aurelianum* の編纂者が、*historia tripertita* 第二部に当たる DVI を第一部の *Origo gentis Romanae* の末尾と統合するために、その冒頭部分を差し替えたとするのが定説となっている⁷²。その一方で A 系統のみに見られる 78 章乃至 86 章に関しては、1 章乃至 77 章が honores や res gestae といった人物の公的経歴に重点を置き、またその文体も碑銘調であるのに対し、カエサルからクレオパトラまでを扱うこれらの章は関心や文体の点でやや趣を異にする。ゆえに、これら 9 章も、同じく *Corpus Aurelianum* の編纂過程で、DVI の本来の末部である第 77 章 (大ポンペイウス) から第三部の *Historiae abbreviatae* 冒頭 (アウグストゥスの治世) に「橋渡し」をするために挿入された増補部、とする説が現在では有力である⁷³。これらの説に従えば、章の構成に関しては *Corpus Aurelianum* とは別個に伝わってきた B 系統のものがより原本に近いということになるが、それではテキストそのものに関してはどうか。

A 系統のテキストと比して、B 系統のそれは明らかに含まれる情報そのものに誤謬が目立ち、且つ文章や語彙にもしばしば不自然な点が見られる。ここから PICHLMAYR は、記述のより正確な A 系統の *Corpus Aurelianum* 二写本 (*o, p*) をより「正しい」ものと考え、ゆえに彼の *Corpus Aurelianum* 校訂本に収められている DVI のテキストも、大部分がこの二写本に基づいている⁷⁴。これに対し SHERWIN は、A 系統テキストの一見正確に見える記述は、単に 15 世紀の修正の結果に過ぎないと主張する。彼は現存する最古の写本である 14 世紀の V 写本 (B 系統) が最も原本に近いと考え、これを基礎として自身の DVI テキストを校訂した⁷⁵。だが彼の「15 世紀修正説」は、A 系統、B 系統共に帝政後期まで遡ると考える SCHMIDT と FUGMANN によって否定されている。彼らは更に、SHERWIN の元にした V 写本を B 系統の中でも粗悪な D 類に属するものと見な

⁷² Pichlmayr, *op. cit.* (1911), p. 23 in *crit. app.*

⁷³ Braccesi, *op. cit.* (1973), pp. 65-88; Sherwin, *op. cit.* (1973), p. xiv; Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1595f.; cf. Fugmann, *op. cit.* (1990), p. 41 n. 40. 但しこの「増補説」に懐疑的立場を取る Sage, *op. cit.* (1978), pp. 235-238, 慎重を促す Bessone, *op. cit.* (1976), pp. 180-185 も参照せよ。

⁷⁴ Pichlmayr, *op. cit.* (1911), p. xiii.

⁷⁵ Sherwin, *op. cit.* (1973), pp. xiiiff. S. の見解には Braccesi, *op. cit.* (1973), pp. 86ff. もほぼ賛意を示す。

し、彼の校訂テキストを‘ein Rückschritt’であると批判する⁷⁶。これらの論争が示すように、DVIの写本系統樹(stemma)は未だ確立されていないのが現状である。A系統とB系統の関係に関して、諸研究者の間で唯一のcommunis opinioとして定着しているのは、一方が他方から派生したという類のものではなく、両者共に*Corpus Aurelianum* 編纂以前の単一のarchetypusから直接由来する、という点のみのものである。だがA系統とB系統のいずれのテキストがこのarchetypusをより正確に反映しているのか それに答えを出せる、より緻密な写本研究が待たれるところである⁷⁷。

V. 底本及び邦訳

本訳の底本には、全写本に伝わる77章まではSHERWIN, W. K., Jr., ed. and trans., *Deeds of Famous Men (De Viris Illustribus)*, Oklahoma, 1973のテキストを使用した。但しA系統の二写本のみに見られる78章乃至86章は、Teubner叢書のPICHLMAYR, F., ed., *Sexti Aurelii Victoris Liber de Caesaribus*, Leipzig, 1911; 1970² GRÜNDEL所収のテキストを訳出したものである。上述の如く、この最後の9章は恐らく*Corpus Aurelianum* 編纂者の手による増補部と思われるが、参考までにこれも付録として含めた。1章から77章までのSHERWIN版テキストとPICHLMAYR版テキストの最大の相違は、それぞれA系統、B系統という全く異なる経路で伝わってきた写本群に基づく点にある(IV参照)。先に挙げたテキスト校訂上の諸問題にも関わらずSHERWIN版を本訳の底本として選んだ理由は、一言で言えば、誰の目にも明らかに難の多いB系統写本に基づくSHERWINのテキストの方が、より‘difficilior lectio potior’の原則に適用のではないかと感じたからである。だが、写本系統樹が未だ確立されていない現状と、PICHLMAYR版テキストの方がより広く流布している事実に鑑み、邦訳に違いが生ずる場合については、SHERWIN, PICHLMAYR両版の校訂とその訳を脚注に併記する工夫を施した。

DVIはhonoresやres gestaeを並列体で記した碑銘調の記述を中心とする一方で、編年史や業績録等の文学伝承から抜粋された逸話も少なからず含んでいる(II-III参照)。これはローマ建国伝説及びピュロス戦争以降に関しては特に顕著と言えよう。訳出に際し、碑銘調の箇所については、本作品の特色とも言える簡潔かつ単調な文体をなるべく損なわぬよう努めた。一方で逸話的な部分に関しては、多少なりと文章に生彩を与えるよう、間接話法の人称を直接話法のそれに変えるなど少なからず意識した部分もある点を断っておく。なお翻訳に当たっては、SHERWINの底

⁷⁶ Schmidt, *op. cit.* (1978), cols. 1659f.; 1595; 1659f.; Fugmann, *op. cit.* (1990), p. 27.

⁷⁷ Fugmann, *op. cit.* (1990), p. 25: ‘...eine Arbeit, die noch zu leisten ist.’ テキスト校訂上の見解の相違の一例として、Sherwin, *op. cit.* (1973), pp. 178ff.はV写本及び他のB系統D類写本群の伝える77章末尾(‘Huius latus sub oculis uxoris et liberorum...cremandum curavit.’)をテキスト中に含めており、Sage, *op. cit.* (1978), pp. 234f. n. 77もSherwinの解釈を支持する。だがこの箇所はA系統及びB系統C類には欠落しているため、Schott以降の校訂本では括弧括りで扱うのが常であった。Pichlmayr, *op. cit.* (1911), p. xiii; p. 69; Braccisi, *op. cit.* (1973), p. 65 n. 1; pp. 74f. n. 25; Schmidt, *op. cit.* (1978), col. 1595も、この部分は明らかに後代の挿入であるとして、本来の結末はA系統、即ち*Corpus Aurelianum*版に見られる‘Eius imperio ab Achilla et Potino satellitibus occisus est’であったと主張する; cf. Fugmann, *op. cit.* (1990), pp. 23ff.

本に付されている同校訂者による英訳、及び ARNAUD-LINDET, M.-P.による PICHLMAYR 版の仏訳 *Pseudo-Aurelius Victor, Les hommes illustres de la ville de Rome*, 2004 も参考にした。だがラテン語原文の意味が不明瞭なものに関しては、しばしばこれらの訳とは異なる解釈を取ったことも付記する。

おわりに

ペトラルカが *DVI* に着想を得て自ら同名の書 *De viris illustribus* を編纂したと言われることから伺えるように、*DVI* に対する人文主義時代の関心は極めて高かったようである。その後も、史料批判研究最盛期の 19 世紀後半、帝政後期の文化史再検討が隆盛した 20 世紀前半、またより近年では 1960 年代から 70 年代にかけてと、その時々々の時流を受け、*DVI* が脚光を浴びる機会はしばしばあった。だが冒頭に掲げた WISEMAN の言葉が端的に示すように、*DVI* に対する今日の関心は、*Corpus Aurelianum* 所収の他の二作品に比して決して高いとは言えない。*Der Neue Pauly* (s. v. 'Victor [7] S. Aurelius V.') においても *OCD* 第 3 版 (s. v. 'Aurelius Victor') においても、*DVI* はウィクトルとの関連で僅かに触れられているに過ぎず、その扱いの低さを物語っている。また、未だかつて作品全体を扱った本格的な注釈書が出されていないことも惜しまれるところである。1990 年から 2004 年にかけて刊行された FUGMANN の注釈書三巻本 *Königszeit und Frühe Republik in der Schrift 'De viris illustribus urbis Romae': Quellenkritisch-historische Untersuchungen* は、*DVI* の王政期から共和政初期のみを対象とするものであるが、彼の精緻な研究を契機として、本作品に対する関心が再燃することに期待したい。